

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区分	監査実施課公所名	
スポーツ市民局	総務課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、住民課、市民活動推進センター
	人権施策推進部	人権施策推進課、西文化センター
	市民生活部	地域安全推進課、広聴課、市政情報課、消費生活課、男女平等参画推進課
	スポーツ推進部	スポーツ振興課、スポーツ施設課、スポーツ戦略課
区役所 (昭和区、熱田区、 守山区、名東区)	区政部	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課
	支所	志段味支所区民生活課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表のスポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者及びスポーツ市民局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市枇杷島スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	令和 7年 4月 1日 ～令和12年 3月31日	スポーツ施設課
名古屋市天白スポーツセンター	TAC・テルウェル 共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	
名古屋市守山スポーツセンター	守山エス・アンド・エス株式会社	平成22年12月 1日 ～令和13年 3月31日	
瑞穂公園の公園施設	株式会社瑞穂L O O P - P F I	令和 5年 4月 1日 ～令和23年 3月31日	
名古屋市香流橋プール	株式会社J P N	令和 7年 4月 1日 ～令和12年 3月31日	
名古屋市志段味地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	地域振興課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 地域活動に関する取組が着実に実施されているか
- (2) スポーツ振興に関する取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合など

を試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 予算の執行について（支出事務）

令和6年度の組織改正に伴い、各支所の区民生活課課長補佐（庶務）（以下「庶務担当」という。）が市税事務所管理課課長補佐（税務窓口）（以下「税務窓口担当」という。）を兼務することとなった。このため、区政課は、庶務担当と税務窓口担当の執務場所が離れている支所において、税務窓口の混雑や緊急事態の発生等を双方で迅速に共有できる環境を整備する必要があるとして、光で通知できる積層信号灯を設置することとした。そして、楠、山田、富田及び志段味の4支所に対し、窓口用無線機作製業務委託契約を締結するよう指示した。

区政課の指示に基づき志段味支所が締結した契約（以下「本契約」という。）の内容について調査したところ、積層信号灯は庶務担当と税務窓口担当の双方の執務場所に設置するため2台作製すること、その表示色は赤、黄及び緑の3色であり、送信機用スイッチのボタン色と連動することとされていた。

本契約に基づき設置された積層信号灯の使用状況を確認したところ、庶務担当と税務窓口担当の執務場所双方に設置された2台のうち、税務窓口担当側の1台については、これまでに使用する機会はなかったとのことであった。また、3色の表示色について色ごとの使い分けは行っていないとのことであった。なお、令和7年9月の実査日時点において、庶務担当の執務場所に設置された積層信号灯のコンセントは抜かれており、使用できない状況にあった。

積層信号灯の設置に係る経緯について志段味支所に確認したところ、事前に区政課に対し、庶務担当と税務窓口担当の執務場所は同一階にあるため、相応のものでよい旨を伝えていたとのことであった。一方、区政課に確認したところ、当該意向は把握していなかったとのことであり、積層信号灯に求める機能について両者の認識が異なる状況にあった。その後、両者の間で調整されることなく、志段味支所は区政課の指示を受け、同課が作成した仕様書及び徴取した見積書に基づいて契約を締結することとなった。

志段味支所における積層信号灯の使用実態に鑑みると、当該仕様は必要以上の内容であったと考えられる。これは、区政課と志段味支所との間で必要な機能についての検討が十分に行われないうまま、区政課が仕様を定めたことによるものと判断される。本契約の仕様については、現場の状況を最も把握している志段味支所と十分に協議することが望ましかったと考えられる。

支所を含めた区役所の環境整備を行うに当たっては、区政課は各区役所と十分に協議し、現場の実態に即した仕様となるよう調整した上で、適切な予算の執行に努められたい。 (区政課)

(2) 前渡金の管理について（支出事務）

地方自治法によると、地方公共団体の支出の方法の特例として、資金前渡によることができることとされている。資金前渡とは、特定の経費について職員に現金支払をさせるため、原則として債権者又は債権者及び債権金額が未確定であり、かつ、履行期が到来していない場合において特に必要があるときに限り、正当債権者ではない職員にあらかじめ概括的に資金を交付して、当該職員が単に現金の出納保管にとどまらず、経費の目的に従って契約し、債権者に対し現金支払することにより円滑な事務事業を確保しようとする制度である。

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月1回以上、出納簿と現在金との符合を確認し、その旨を財務会計総合システム（以下「財務システム」という。）に登録することにより会計管理者に報告することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 支払の都度行うべき出納簿への登載が長期間遅れていたもの

(地域振興課、人権施策推進課)

イ 月 1回の符合確認を一部の期間怠っており、翌年度にまとめて登録していたもの

(地域振興課、人権施策推進課)

ウ 前渡金の資金交付前に職員が立て替えて支払を行い、業務終了後に前渡金の資金交付を受けていたもの

(人権施策推進課)

地域振興課及び人権施策推進課においては、名古屋市会計規則等に基づき、支払の都度、出納簿への登載を確実に行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

また、人権施策推進課においては、前渡金が必要となる業務の前にあらかじめ資金交付を受けた上で支払を行うよう徹底されたい。

(3) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、予定価格について、財産の買入れにあつては 160万円、業務委託にあつては 100万円を超えない場合には少額の随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。なお、名古屋市契約規則の改正により令和 7年 4月 1日より少額の随意契約ができる金額の上限が変更されているが、本件は令和 6年度における事例であるため、改正前の金額を記載している。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約年月日及び履行期間が同一又は近接であるにもかかわらず契約を分割していたもの

(地域振興課、人権施策推進課、スポーツ施設課)

イ 同じ品目の物品の購入について、あらかじめ事業に必要な購入数量を把握した上でまとめて契約することが可能であったにもかかわらず、年 2回に分けて契約していたもの

(名東区企画経理課)

各所属においては、履行内容が同種同様に、履行期間が近接している、あるいは事業に必要な購入数量を事前に把握している複数の契約については、まと

めて契約を行うことで、スケールメリットを得られる可能性があるほか、予定価格が競争入札を実施すべき金額や 2者以上の者からの見積書の徴取が必要となる30万円を超える場合には、より競争性も働くことから、契約を一つにまとめられたい。

さらに、作為的に契約を分割しているとも思われる不適切な事例が複数見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、局内全体に対して経済性や競争性の観点も含めた適正な契約手続に関する意識が浸透するよう徹底されたい。

(総務課)

(4) 情報コーナーにおける図書の管理について（財産管理事務）

市民活動推進センターでは、市民活動やボランティアの情報を市民に提供すること等を目的に、センター内情報コーナーに図書を設置している。この図書は館内で閲覧できるほか、身分証明書を添えて申込みをした利用者に対して、一人 1回 2冊まで 2週間以内を期限として館外貸出しを行っている。

名古屋市市民活動推進センターの図書に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）によると、貸出期間を過ぎても返却のない図書がある場合には、その貸出しを受けた者（以下「未返却者」という。）に速やかに催告し、なお返却のないときは図書督促整理票を作成し、1か月ごとに督促することとされている。また、図書の返納を怠った場合等には館外貸出しを停止することができること及び図書の亡失、損傷があった場合には相当の代金を弁償させることとされている。

未返却者に対する督促の状況について調査したところ、要領に基づく1か月ごとの督促を一定期間実施した後、督促を取りやめている事例が見受けられた。

また、要領を確認したところ、図書が返却されない状態がどの程度続いた場合に、貸出しの停止や弁償の請求などの対応を行うのかといった具体的な取扱いが定められていなかった。

本件については、平成29年 9月11日に公表した市民経済局（当時）に対する監査結果において、未返却者への督促等に係るルールや基準が定められていなかったことを指摘しており、これを受けて要領を改正するなど一部是正されていたが、図書の返却に至らない場合の具体的な対応が定められておらず、改善

が不十分であった。

市民活動推進センターにおいては、未返却者への督促を継続しても図書の返却に至らない事例について、貸出しの停止や弁償の請求といった対応に至るまでの期間や手順などを具体的に定め、図書の適正な管理に取り組まれない。

(市民活動推進センター)

(5) 金券類等の管理について (財産管理事務)

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、出納の都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務システムに入力する方法により行うこととされている。

また、スポーツ市民局行政監理委員会の重点的取組として、課公所長は、毎月 1回、金券類等の現物と金券類等出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、人権施策推進課において、令和 6年 4月に払い出した切手 2枚などの登載が令和 7年 3月まで行われておらず、その間、毎月 1回の自己点検は令和 6年 9月分まで実施したこととなり、10月分以降は実施していなかった。

人権施策推進課においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。また、毎月 1回の自己点検における符合確認を確実に行うよう徹底されたい。

(人権施策推進課)

(6) 拾得物の取扱いについて (財産管理事務)

区役所・支所拾得物取扱要領（以下「取扱要領」という。）によると、区役所又は支所庁舎内で遺失物を拾得した者は、区総務課又は支所区民生活課に届け出ることとされており、区総務課又は支所区民生活課は届出のあった拾得物について、遺失者が判明しない場合は、警察署へ届け出ることとされている。また、警察署長による公告後 3か月以内（以下「法定期間内」という。）に遺

失者が判明しないことにより、区役所又は支所が所有権を取得した場合において、警察署から通知を受けたときは、当該拾得物の返還を受けることとされている。

拾得物の取扱状況について調査したところ、熱田区総務課では、拾得金について、法定期間内に遺失者が判明せず、拾得者として所有権を取得したものの、警察署から通知がなかったため、所有権の取得日から2か月以内（以下「物件引取期間内」という。）に引き取ることなく所有権を喪失していた。

区役所及び支所を含む施設占有者向けに愛知県警察が作成した遺失物取扱いのしおりによると、拾得物の所有権を取得した施設占有者に対し警察署から通知を行う旨の記載はなく、拾得物を届出した際に交付する拾得物件預り書を物件引取期間内に持参すれば返還を受けられる取扱いとなっている。なお、愛知県警察によると、施設占有者に対し通知は行っていないとのことであった。

取扱要領を策定した区政課においては、区役所又は支所が所有権を取得した際の拾得物の返還手続に関して、取扱要領の規定は愛知県警察の対応と齟齬が生じていることから、実態を把握し取扱要領を整理されたい。（区政課）

(7) 行政文書の取扱いについて（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、実施機関は、行政文書を適正に管理しなければならないと、行政文書の管理に関する定めを設けることとされている。名古屋市情報あんしん条例施行規程によると、行政文書を取り扱うに当たっては、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の性質、内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管するとともに、その処理中においても適切に取り扱うこととされている。

また、本市では、請求書等の支出関係書類について、電子情報化した上で、財務システムにおいて支出命令者等に送付することとされている。

支出事務及び契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、修正テープを削り取った跡があり、財務システムに保存されている電子情報と相違していたもの
(昭和区地域力推進課)

イ 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、日付を書き換えたことにより、財務システムに保存されている電子情報と相違していたもの
(昭和区地域力推進課)

ウ 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、財務システムに保存されている電子情報には見受けられない砂消しゴムの痕跡があったもの
(地域安全推進課)

契約相手方から提出された文書を書き換えるなどすることは行政文書の改ざんに該当するため、行ってはならない。また、財務システムへ保存した電子情報とその基となる紙媒体が相違している状況も不適切である。本来財務システムに電子情報として保存した後に紙媒体の行政文書に不備を発見した際には、経緯を明らかにした上で、契約相手方に当該文書を再提出させるなど、適切な方法により対応すべきである。さらに、こうした改ざんや電子情報と紙媒体の相違は、事務処理上の各段階における確認が十分に行われていれば発生しなかったものである。

地域安全推進課及び昭和区地域力推進課においては、このような事案は、あってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、組織における確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

(8) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務について（行政運営事務）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）によると、身元明確なるも引取者のない遺体が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされている。

身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」という。）によると、遺留金品のうちに預貯金があり、なおかつ遺留現金だけでは火葬等の費用が不足し、市費を充当して支払った場合には、金融機関に対して、預貯金の残高照会及び当該不足額分の払戻し依頼（以下「金融機関調査」という。）を行い、当該不足額を死亡日現在の預金残高から払い戻すこととされている。

なお、残高が 1,000円以下の場合や払戻に要する費用（旅費及び郵送料等）が預金残高を上回ることが明らかな場合は、払戻の手續を要しないとされている。

る。

令和 6年度に市費を充当して葬儀を執行した身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務を調査したところ、熱田区総務課において、遺留品に預金通帳があったにもかかわらず、記帳されていた残高（死亡したとされる時期より 2か月以上前のも）について、その後の入出金がないものと推測して金融機関調査を実施せず、当該残高を基に払戻手続の要否を判断していた事例が見受けられた。また、預金通帳に記帳されていた残高は 2,166円であり、払戻に要する費用が預金残高を上回らないにもかかわらず、払戻手続を不要と判断していた。

熱田区総務課においては、身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀費用を市費の充当により支払った際の事務処理について、手引きに基づき、金融機関調査を確実に行うとともに、払戻手続の要否を的確に判断されたい。

(熱田区総務課)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、スポーツ市民局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、スポーツ市民局に対する指摘については、今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

スポーツ市民局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 利用料金の還付について（支出事務）

名古屋市プール条例によると、プールの使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をプールの指定管理者に納付しなければならないこととされている。また、既納の利用料金については、還付しないこととされているが、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができるとされている。

名古屋市プール条例施行細則及びスポーツ施設における施設使用許可取消及び施設使用料還付要綱（以下「要綱等」という。）によると、1月券の共通定期券（以下「1月券」という。）の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設が使用できないときは、既納の利用料金の額から既納の利用料金の額を25で除した額に使用済日数（1月券の交付を受けた日から還付を請求した日までに経過した開館日数をいう。）を乗じて得た額を控除した額を還付することとされている。

なお、臨時休場の日数が9日以上の場合が還付対象となり、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げることとされている。

利用料金の還付状況について調査したところ、名古屋市香流橋プールにおいて、屋内プールの空調機の不具合により、令和7年2月の一部期間で屋内プールを臨時休場としたため、1月券の利用料金の還付を行っており、以下のような事例が見受けられた。

ア 端数処理において、10円未満を切り上げではなく、100円未満を切り上げたため、50円過大に還付していたもの

イ 使用済日数を誤って算定したため、160円過大に還付していたもの
(指定管理者分)

株式会社JPNにおいては、過大に還付していた事例については返還を求めるとともに、還付に当たっては要綱等や使用済日数の確認を徹底するなどし、金額の算定を正確に行われたい。(株式会社JPN【名古屋市香流橋プール】)

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設課においては、指定管理者に対し正確な還付額の算定について、指導を徹底されたい。(スポーツ施設課)

(2) 貸付備品の管理について (財産管理事務)

本市では、指定管理施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けている。

名古屋市会計規則等によると、物品管理者は、備品については、原則、財務システム上の備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにするとともに、備品小票を付して整理することとされている。また、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。

名古屋市香流橋プールにおける名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書(以下「基本協定書」という。)によると、単価20万円以上の備品は本市が購入し、単価20万円未満の備品は指定管理者が指定管理料で購入することとされており、いずれも本市に帰属する貸付備品として取り扱われ、指定管理者はこれらに備品小票を貼付することとされている。また、スポーツ施設課が所管する施設間で指定管理者が貸付備品の配置場所を変更する際には、本市に報告することとされている。

貸付備品の管理に関する事務取扱要項(以下「貸付備品要項」という。)によると、指定管理者は、貸付備品の使用状況に係る毎年1回の検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、名古屋市守山スポーツセンタ

一及び名古屋市香流橋プールにおいて、以下のような事例が見受けられた。

ア 名古屋市守山スポーツセンターにおける事例

全ての備品について、指定管理者から預り証を徴取していなかったもの
(スポーツ施設課)

イ 名古屋市香流橋プールにおける事例

(ア) 指定管理期間中に購入したプール掃除機について、本市の備品として備品台帳に登録していなかったもの
(スポーツ施設課)

(イ) 災害用備蓄スタンドについて、指定管理者は、単価が20万円以上であるにもかかわらず指定管理料で購入し、備品小票も貼付しておらず、スポーツ施設課は、指定管理者から預り証を徴取していなかったもの
(スポーツ施設課、株式会社JPN【名古屋市香流橋プール】)

(ウ) 利用券券売機について、指定管理者が東スポーツセンターへ移動させているが、指定管理者から本市へ報告をしておらず、備品台帳上、配置場所変更をしていなかったもの
(株式会社JPN【名古屋市香流橋プール】)

(エ) 年1回の使用状況に係る検査の結果は本市へ報告をしていたが、一部の備品しか検査していなかったもの
(株式会社JPN【名古屋市香流橋プール】)

事例(ア)及び(イ)については、指定管理者は、貸付備品ではなく自己に帰属する物品と誤認しており、スポーツ施設課と指定管理者間で認識に齟齬が生じていた。

(指定管理者分)

株式会社JPNにおいては、基本協定書及び貸付備品要項に基づき、貸付備品の管理について適正な手続を行うとともに、使用状況についての検査を確実に実施されたい。

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設課においては、名古屋市会計規則等に基づき、貸付備品について備品台帳への登録や預り証の徴取を確実にを行うとともに、指定管理者に対し、貸付備品の管理に関する手続について改めて指導されたい。また、備品の帰属先等について、指定管理者と認識の齟齬が生ずることがないように共有を図った

上で、貸付備品の適切な管理を徹底されたい。

第6 意見

持続可能な地域活動の支援について

日頃の声掛けや子ども・高齢者の見守り、環境美化、防災訓練、祭りやスポーツといった様々な行事などの地域活動は、同じ地域に暮らす人々がつながり、互いに支え合いながら生活環境を共にする地域コミュニティが主体となって自主的に行ってきたものであり、地域の安心・安全な生活を支えてきた。また、地域コミュニティは、広報・広聴を始め福祉や社会教育、防災などの施策を行政が地域で推進していく上で、住民等との連携・協働を円滑化する重要な役割を担っており、災害発生時の迅速かつ適切な安否確認や避難支援などにも欠かせないものである。

しかし、近年、住民同士のつながりの希薄化や町内会加入率の低下、地域活動の担い手不足が深刻化するなど、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化している。これからますます少子高齢化が進み、働き方や暮らし方といったライフスタイルや価値観が変容し、暮らしの中の様々な分野におけるニーズや課題が多様化・複雑化する社会において、従来のスキームの地域コミュニティがこれまでどおりに機能することは難しくなっていくと想定される。

こうした状況を踏まえ、スポーツ市民局では、地域コミュニティの活性化に向け、各区役所へのコミュニティサポーターの配置、地域団体が必要とする人材とのマッチング支援のモデル事業の実施、ICT活用に関する体験会・相談会の開催などに取り組んできた。また、令和7年度には、スポーツ市民局が中心となり、地域コミュニティのあり方についての全庁的な検討を始めたところである。

スポーツ市民局においては、関係各局との連携を一層強化して、地域活動や地域コミュニティの活性化及び行政と地域コミュニティの関わりの見直しについて検討し、持続可能な地域活動に向けて積極的に支援されたい。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市枇杷島スポーツセンター（所在地：西区枇杷島一丁目 1番 2号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・所 在 地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16
- ・指定管理期間：令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：98,955千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関する事
- ③ 体育館の維持管理及び修繕（原形を不変する修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	217,386人	305,312人	271,174人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	98,955	管理運営費	181,877
利用料金収入	51,436	（人件費含む）	
その他	7,279		
収入合計	157,671	支出合計	181,877

2 名古屋市天白スポーツセンター（所在地：天白区植田三丁目1502番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：TAC・テルウェル共同事業体
- ・代表者名称：株式会社東京アスレティッククラブ
- ・代表者所在地：東京都中野区中野二丁目14番16号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指定管理料：104,521千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関する事
- ③ 体育館の維持管理及び修繕（原形を不変する修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	247,818人	270,208人	288,372人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	104,521	管理運営費	179,069
利用料金収入	59,893	（人件費含む）	
その他	14,622		
収入合計	179,037	支出合計	179,069

3 名古屋市守山スポーツセンター（所在地：守山区竜泉寺二丁目112番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：守山エス・アンド・エス株式会社
- ・所 在 地：中区栄三丁目17番12号
- ・指定管理期間：平成22年12月 1日～令和13年 3月31日
- ・指 定 管 理 料： 210,771千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関する事
- ③ 体育館の使用料の徴収に関する事
- ④ 体育館の維持管理及び修繕（原形を不変する修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	191,964人	241,228人	253,909人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	210,771	管理運営費	220,785
その他	12,682	（人件費含む）	
収入合計	223,453	支出合計	220,785

4 瑞穂公園の公園施設（所在地：瑞穂区山下通 5丁目 1番地ほか）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社瑞穂LOOP-PFI
- ・所 在 地：中区錦二丁目 2番13号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和23年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：478,643千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 瑞穂公園施設を一般の利用に供すること
- ② 瑞穂公園施設の使用の許可に関する事
- ③ 瑞穂公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	857,336人	979,810人	1,133,814人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て、税抜）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	435,130	管理運営費	592,006
利用料金収入	194,613	(人件費含む)	
その他	12,528		
収入合計	642,271	支出合計	592,006

5 名古屋市香流橋プール（所在地：千種区香流橋一丁目 2番35号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社 J P N
- ・所 在 地：名東区猪高台一丁目1316番地
- ・指定管理期間：令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：42,674千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 香流橋プールを一般の利用に供すること
- ② 香流橋プールの使用の許可に関すること
- ③ 香流橋プールの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	84,996人	92,596人	100,469人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	42,674	管理運営費	83,143
利用料金収入	18,050	(人件費含む)	
その他	6,979		
収入合計	67,703	支出合計	83,143

6 名古屋市志段味地区会館（所在地：守山区下志段味一丁目1401番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体
- ・代表者名称：中部互光株式会社
- ・代表者所在地：中村区那古野一丁目47番 1号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：22,065千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 志段味地区会館を一般の利用に供すること
- ② 志段味地区会館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 志段味地区会館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	51,478人	54,049人	55,492人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	22,065	管理運営費	26,752
利用料金収入	5,481	(人件費含む)	
その他	7		
収入合計	27,554	支出合計	26,752

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

緑政土木局及び農業委員会事務局（緑政土木局及び農業委員会事務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
緑政土木局	総務課、企画経理課、技術指導課	
	土木事務所（中、中川、港、南）	
	路政部	道路管理課、用地管理課、自転車利用課、道路利活用課、測量調査課
	道路部	道路建設課、橋梁施設課、道路維持課、用地補償課
	河川部	河川管理課、河川計画課、河川工務課
	農政部	都市農業課
	緑地部	緑地管理課、緑地利活用課、緑地維持課、緑地事業課
	東山総合公園	
農業委員会事務局	農政課、西部・守山農政課、港農政課	
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の緑政土木局が所管する公の施設の指定管理者及び緑政土木局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市有料自転車駐車場桜通線ブロック	シルバー・サイカ共同事業体	平成28年10月 1日 ～令和 9年 3月31日	自転車利用課
名古屋市有料自転車駐車場（今池駅 始め 9駅）	蔦井株式会社		
名古屋市農業センター	未来農業共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和15年 3月31日	都市農業課
久屋大通公園久屋 大通庭園	Your Flare ie プランナーズ	令和 6年 4月 1日 ～令和16年 3月31日	緑地利活用課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 災害に強い都市基盤の整備が着実に実施されているか
- (2) 歩行者や自転車にとって安全な道路環境の整備が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、緑政土木局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 都市公園の使用料の算出について（収入事務）

名古屋市都市公園条例等によると、都市公園に公園施設以外の工作物等（以下「占用物件」という。）を設けて都市公園を占用しようとするときは、本市に申請書を提出して必要な許可（以下「占用許可」という。）を受け、占用物件の種類及び数量、期間に応じた使用料を納入しなければならないとされている。使用料の算出に当たっては、年を単位として定められているものについては、年度の途中で使用の期間が開始し又は終了するときは、当該期間が開始し又は終了する日の属する月を含め使用した月の月割によって算出した額を徴収することとされている。また、月を単位として定められているものについては、月の途中で使用の期間が開始し又は終了する場合におけるその月の使用料は、使用の日が15日以上有的时候は1か月分、15日に満たないときは半月分とするとされている。

緑地管理課における都市公園の占用許可に係る事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 使用料が年額で定められている占用物件の使用開始が年度の途中であるものについて、使用料を月割で5か月分として算出すべきところ1年分と算出していたために、使用料が819円過大となっていたもの
- イ 使用料が月額で定められている占用物件の使用期間が月の途中（5月7日）で開始し月の途中（8月6日）で終了するものについて、使用料を3.5か

月分と算出すべきところ 3か月分と算出していたために、使用料が
142,500円不足していたもの

緑地管理課においては、申請者に対して、使用料が過大となっていた事例については還付し、不足していた事例については追加納付を求められたい。また、名古屋市都市公園条例等に基づき使用料を正確に算出されたい。

(緑地管理課)

なお、緑地管理課においては、使用料に誤りのあった事例についてそれぞれ還付及び追加納付が行われるとともに、今後は使用料の算出誤りが生じないよう職員に周知徹底が図られ、必要な措置が講じられた。

(2) 前渡金の管理について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1回以上、出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 支払の都度行うべき出納簿への登載について、長期間の遅れが散見されたもの
(東山総合公園)

イ 毎月 1回以上行う出納簿と現在金との符合確認について、中土木事務所においては、令和 7年 4月以降に行われた 8回のうち 6回で、東山総合公園においては、監査対象期間中に行われた20回のうち14回で、出納簿への登載の遅れにより出納簿と現在金とが一致しない状態であったにもかかわらず、符合確認結果を「一致」としていたもの

(中土木事務所、東山総合公園)

中土木事務所及び東山総合公園においては、名古屋市会計規則に基づき、支払の都度、出納簿への登載を確実にを行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

(3) 予定価格調書の取扱いについて（契約事務）

名古屋市契約事務手続要綱（以下「手続要綱」という。）によると、予定価格を事前公表しない契約の予定価格調書については決定又は代決権限を有する者（以下「決定権者等」という。）が、決裁終了後に封筒に入れて名古屋市封（以下「市封」という。）を封筒のとじしろのとじ目に貼付し、市封の上縁及び下縁の 2か所に割印をしなければならないとされている。

また、緑政土木局指名競争入札事務手続要領等によると、設計を担当する課公所の長は、業務の委託など一部の契約について、財政局に依頼するもの以外は総務課に契約事務の手続を依頼することとされている。

契約関係書類について調査したところ、緑政土木局が行っている契約事務において作成された予定価格調書について、市封にされていた割印が、決定権者等ではなく課長補佐により行われている事例が見受けられた。総務課に確認したところ、「金入設計書及び予定価格調書の取扱いについて」（平成19年 3月 27日緑政土木局長通知）に基づき、決裁終了後に総務課の担当課長補佐が予定価格調書を封筒に入れ、市封に割印をする取扱いとしているとのことであった。

当該通知に基づく緑政土木局の取扱いは、決定権者等が市封するよう定めた手続要綱に則ったものとはなっておらず、契約の公正性の観点からは、予定価格調書が厳格に管理されているとは言い難い。

総務課においては、公正性をより一層高めた事務手続となるよう、内規を整理するとともに、手続要綱に従い、予定価格調書を適切に取り扱われたい。

（総務課）

(4) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システムに入力する方法により行うこととされている。

また、緑政土木局行政監理委員会の重点的取組として、課公所長は、毎月 1

回、金券類等の現物と金券類等出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、東山総合公園においては、切手及びレターパックについて、令和 7年 4月から実査日（令和 7年 9月 9日及び10日）まで、払出しが多数あったにもかかわらず、払出しに係るシステム入力を一度も行っていなかった。

また、入力の変誤により、金券類等出納簿における残高と実数が異なっているにもかかわらず、毎月の自己点検においては、符合確認の結果を「一致」としていた。

東山総合公園においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等を適正に管理されたい。また、毎月 1回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。
(東山総合公園)

(5) 施設管理等の用に供するカメラの規程について（行政運営事務）

名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針によると、本市の施設等における事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し、記録する機能を有するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）を設置する場合には、設置の目的、設置の概要、設置の明示、録画画像の管理及び管理責任者を記載した規程（以下「管理規程」という。）を整備することとされている。

管理用カメラについて調査したところ、東山総合公園において、一部の管理用カメラの管理規程が整備されていない事例が見受けられた。この中には、最長で管理用カメラを設置後 6年間を経過しているものもあった。

東山総合公園においては、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するために、指針に基づき、直ちに管理規程の整備を行われたい。
(東山総合公園)

なお、東山総合公園においては、管理用カメラの管理規程が整備され、必要な措置が講じられた。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に行われていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、既に必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

(1) 産業廃棄物の処理委託について（契約事務）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）によると、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託するとともに、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。その処理を許可業者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）（以下「廃棄物処理法施行令」という。）で定められており、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこと等が定められている。

施設の維持管理について調査したところ、久屋大通公園久屋大通庭園において、施設内ウォーターガーデンその他清掃（以下「本業務」という。）について業務委託契約を締結しており、その仕様は、ウォーターガーデン水景の清掃に加え、産業廃棄物（汚泥）の収集及び運搬、廃棄処分等を実施する内容となっていた。

本業務の受託者の産業廃棄物処理に係る許可内容を確認したところ、汚泥の収集運搬業の許可は受けていたものの、処分業の許可は受けていなかった。また、廃棄物処理法施行令で求められる記載事項を満たした産業廃棄物処理委託に係る契約書は交わされておらず、マニフェストの交付も行われていなかった。

なお、指定管理者に実際の処理状況を確認したところ、汚泥の収集運搬については本業務の受託者が行い、処分については処分業の許可を受けた別の業者が行っていた。

産業廃棄物を処理するに当たり、処分の許可を受けていない者に処分を委託

することやマニフェストを交付しないことは、不法投棄などの不適正な処理につながるおそれがある。Your Flarie プランナーズにおいては、排出事業者としての責務を認識し、産業廃棄物の処分を委託する場合は処分業の許可を受けた者に委託するなど、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を行われたい。

(Your Flarie プランナーズ【久屋大通公園久屋大通庭園】)

なお、Your Flarie プランナーズにおいて、令和 8年 2月に本業務に係る産業廃棄物を処分するに当たり処分業の許可を受けた者と委託契約を締結したことなどを、緑地利活用課が確認しており、必要な措置が講じられた。

第6 意見

歩行者や自転車にとって安全で快適なまちの実現について

平成29年 5月に自転車活用推進法が施行され、市町村は自転車活用に関する施策を定めた計画を定めるように努めなければならないとされた。また、自転車の活用によって、都心部や観光地での回遊性や利便性が向上した事例や、健康が増進した研究成果などが見られる。本市においても、法の趣旨及び社会的動向を踏まえ、自転車の活用推進に取り組むことが求められてきた。

こうした中、令和 3年 3月に道路管理者である緑政土木局が中心となって、自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自転車が使いやすいまちを実現するために、これまでの自転車利用環境の整備や交通安全運動の推進等の取組も包含した「名古屋市自転車活用推進計画」を策定した。当該計画に基づき、自転車通行空間の確保、地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保、自転車の安心・安全な利用の推進などの施策に取り組んでいるところである。

これらの施策についてみると、まず、自転車通行空間の確保の推進として、令和 5年 3月に自転車専用通行帯などの整備計画を具体化した「名古屋市自転車通行空間ネットワーク計画」を策定し、おおむね10年間で約 110キロメートルの整備に向けて取り組んでいる。計画当初の整備延長は、工事の事前調整に時間を要したこと等により比較的短かったが、令和 7年度は前 2か年を上回る見込みである。

次に、自転車駐車場の確保の推進については、利用率が高く、地域からの要望もあった駅周辺において、自転車駐車場の増設を行っている。そのほか、近年、子どもを乗せて利用する電動アシスト自転車が増加傾向にあり、利用者の声やニーズも踏まえ、一部の自転車駐車場において上下 2段構成のラックを撤去して平面化することで、駐車しやすいような環境整備も行っている。

さらに、自転車の安心・安全な利用促進の推進については、自転車による交通事故の防止や被害軽減などにつながるよう、所管局であるスポーツ市民局などと連携して、大型商業施設における啓発イベントの開催や自転車安全利用ガイドブックの改訂などによる周知啓発を行っている。

一方で、警察庁の公表資料^(注1)によると、令和7年上半期の自転車関連の交通死亡事故において自転車に法令違反があったものの割合は、約8割と高止まりの状況にある。また、令和5年7月から新たに電動キックボードなどが特定小型原動機付自転車として道路を走行することが認められ、本市における特定小型原動機付自転車の登録台数^(注2)は、令和7年には約2,200台と前年の3倍を超える台数となっている。さらに、道路交通法の改正により、令和6年11月から「ながらスマホ」等に対する罰則が強化され、令和8年4月からは自転車に対する交通反則通告制度（青切符）が導入される。

緑政土木局においては、自転車利用を取り巻く環境や法改正に適切に対応しながら、自転車通行空間の着実な整備や、自転車駐車場の確保、関係機関と連携した自転車の安全利用に関する周知啓発に努めるなど、引き続き、歩行者や自転車にとって安全で快適なまちの実現に向けて取り組まれない。

(注1) 警察庁の公表資料

日本全国を対象とした「令和7年上半期における交通死亡事故の発生状況」

(注2) 特定小型原動機付自転車の登録台数

軽自動車税の賦課期日である4月1日時点における登録台数

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市有料自転車駐車場桜通線ブロック（所在地：千種区千種通 7丁目 115番 ほか）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シルバー・サイカ共同事業体
- ・代表者名称：公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
- ・代表者所在地：昭和区御器所三丁目12番地の1
- ・指定管理期間：平成28年10月1日～令和9年3月31日
- ・指定管理料：36,674千円（令和6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること
- ② 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕（原型を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用台数（収容台数：5,880台 ^(注) ）	381,179台	396,150台	404,923台

(注) 収容台数は、令和6年度末時点の台数である。

(4) 収支状況（令和6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	36,674	管理運営費	118,742
利用料金収入	72,184	(人件費含む)	
収入合計	108,859	支出合計	118,742

2 名古屋市有料自転車駐車場（今池駅始め 9駅）（所在地：千種区内山三丁目46番 ほか）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：葛井株式会社
- ・所 在 地：西区新福寺町一丁目57番地
- ・指定管理期間：平成28年10月 1日～令和 9年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：76,478千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること
- ② 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関するこ
と

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用台数（収容台数：4,877台 ^(注) ）	44,107台	44,856台	47,142台

(注) 収容台数は、令和 6年度末時点の台数である。

(4) 収支状況（令和 6年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	76,478	管理運営費	113,420
利用料金収入	41,455	(人件費含む)	
収入合計	117,933	支出合計	113,420

3 名古屋市農業センター（所在地：天白区天白町大字平針字黒石2872番地の3）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：未来農業共同事業体
- ・代表者名称：ホームックス株式会社名古屋支店
- ・代表者所在地：中区錦二丁目19番11号
- ・指定管理期間：令和5年4月1日～令和15年3月31日
- ・指定管理料：201,795千円（令和6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 農業及び畜産に関する知識及び技術の普及啓発、農及び自然と親しむレクリエーション活動の場の提供並びにセンターの施設の供用の実施に関すること
- ② 使用等の許可に関すること
- ③ センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ入園者数	261,278人	235,776人	710,818人

(4) 収支状況（令和6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	201,795	管理運営費	238,905
利用料金収入	22,285	(人件費含む)	
その他	17,381		
収入合計	241,461	支出合計	238,905

4 久屋大通公園久屋大通庭園（所在地：中区大須四丁目 4番 1号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：Your Flarie プランナーズ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
- ・指定管理期間：令和 6年 4月 1日～令和16年 3月31日
- ・指定管理料：37,996千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 公園施設を一般の利用に供すること
- ② 公園における行為の許可に関する事
- ③ 公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ入園者数	522,755人	528,818人	617,469人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	37,996	管理運営費	49,420
その他	11,789	(人件費含む)	
収入合計	49,786	支出合計	49,420

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財務監査及び行政監査

教育委員会（生涯学習部、鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館）（教育委員会関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。なお、監査の実施過程において不適正な契約事例が見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務部企画経理課を監査の対象に追加した。

区分	監査実施課公所名	
教育委員会	事務局	総務部 企画経理課
		生涯学習部 生涯学習課、部活動振興課、文化財保護課
	見晴台考古資料館	
	図書館（鶴舞中央、中川、港）	
	博物館（蓬左文庫を含む）	
	美術館	
	科学館	
区役所 （昭和区、熱田区 守山区、名東区）	区政部	地域力推進課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の教育委員会が所管する公の施設の指定管理者及び教育委員会を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課公所
名古屋市東図書館	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	鶴舞中央図書館
名古屋市天白図書館	ナカバヤシ株式会社	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	
名古屋市熱田生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	生涯学習課
名古屋市中川生涯学習センター	ホームックス株式会社	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	
名古屋市天白生涯学習センター	シンコーグループ	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 図書館の運営に係る取組が着実に実施されているか
- (2) 文化財の保存・活用に係る取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所（企画経理課を除く。）で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、企画経理課が所管する契約事務について、質問及び書類等突合により監査を実施した。

小林史郎監査委員は、令和 5年 4月 1日から令和 6年 5月31日まで名古屋市博物館長として在職していたため、当該期間における同館の所管事項に係る監査について、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となった。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処

理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 納期限の設定について（収入事務）

地方自治法によると、歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとされている。また、同法施行令によると、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないとされている。

収入事務について調査したところ、生涯学習課及び鶴舞中央図書館において、生涯学習センターの自動販売機設置に係る貸付契約、女性会館及び図書館のAED一体型広告掲出契約並びに図書館の太陽光発電設備設置に係る目的外使用許可について、相手方である事業者へ交付した納入通知書に記載された納期限が、各契約書や協定書で定められた納期限（以下「本来支払期日」という。）

を超えて設定されている事例が見受けられた。

また、これらの事例の中には、本来支払期日を経過した後に納入通知書を発行しているものもあった。

生涯学習課及び鶴舞中央図書館においては、多数の事例が見受けられたことから、他の貸付契約等においても契約書等の内容を今一度確認した上で、本来支払期日を確実に設定した納入通知書を適切な時期に発行するよう徹底されたい。
(生涯学習課、鶴舞中央図書館)

(2) 行政財産の貸付料収入について（収入事務）

美術館では、地方自治法等に基づき、館内の一部をコーヒーショップ出店の用途で事業者に貸し付ける契約を締結し、事業者から貸付料収入を得ている。

また、契約書等によると、展示品の入替え等による美術館の臨時休館に伴って事業者が営業しない日（以下「臨時休業日」という。）がある場合の貸付料は、貸付料の月額を当該月の日数で除して得た日割相当額に、当該月における臨時休業日の日数を乗じた額を、貸付料の月額から控除した額とするとされている。

当該貸付料収入に関する事務を調査したところ、臨時休業日がある場合の貸付料の算定について、契約書等で定められた方法ではなく、1か月を30日で除して得た日割相当額に、当該月の日数から休館期間（臨時休業日数及び月曜日などの通常の休業日数を合計した期間）を控除した営業日数を乗じて算出しており、契約書等のおりに積算した場合と比較して、貸付料が31,503円過少となっていた。

美術館においては、貸付料のうち過少となっていた金額を追加で事業者から徴収するとともに、契約書等に従って貸付料を算定するよう徹底されたい。

(美術館)

(3) 行政財産の使用料収入について（収入事務）

地方自治法によると、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。また、名古屋市財産条例によると、行政財産は、公の施設の利用者等のため、売店その他の厚生施設を設

置する場合は、その使用を許可することができるとされ、行政財産の使用許可を受けた者は、その財産の種類及び使用の状況に応じ、使用料を納付しなければならないとされている。

美術館では、これらの規定に基づき、館内の一部をミュージアムショップ出店の用途で事業者の使用を許可し、事業者から使用料収入を得ている。

また、行政財産を使用させる手段としては、行政上の許可処分である使用許可と、契約によって行う行政財産の貸付がある。本市におけるその使い分けについては、公有財産事務取扱いの手引きによると、相手からの申請に基づき特定の用途に供させるような場合は行政財産の使用許可に、有効活用をねらいとして本市から募集して貸し付けるような場合は行政財産の貸付によることが基本的な考え方であるとされている。また、行政財産の貸付は、契約によって行うものであるため、使用許可の使用料とは異なり、貸付料を競争入札等の方法により決定することができ、財源確保に資することが期待できるとされている。

当該使用料収入に関する事務を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 使用料の算定に当たり、ミュージアムショップが臨時休業する日がある月については、当該月の日数から休館期間（臨時休業日数及び月曜日などの通常の休業日数を合計した期間）の日数を控除した日数を営業日数として、日額単価を掛け合わせているものの、営業日数の計算を誤ったことにより、使用料が 2,239円過少となっていた。

なお、当該使用料については、行政財産の目的外使用許可書と併せて、各月の月額とその合計額を記載した使用料月額表を事業者に提示している。

イ 休館期間の日数を控除して使用料を算定することに関して、名古屋市財産条例等には計算方法が定められていないことから前述のとおり算定しているが、こうした方法により算定することについて、内規として整備されておらず、その都度決裁で定めていた。

ウ ミュージアムショップ出店の用途で事業者へ行政財産を利用させるに当たって、公募による貸付契約の方法ではなく、申請に基づく使用許可の方法により行っていた。

美術館においては、使用料が過少となっていた事例については、営業日数の

計算を誤ったことで事業者に対して提示した使用料が誤っていたものであることから、当該金額を追加で納付するよう事業者に対して調整されたい。

また、計算方法の内規が整備されておらず、都度決裁で定める取扱いは、算定の度に計算方法が変わってしまうなど、公平性及び一貫性を欠くおそれがある。今後については、適切な計算方法を内規として定めるとともに、事業者に対して当該計算方法を提示されたい。

あわせて、ミュージアムショップ出店の用途での行政財産の使用許可については、更なる歳入確保の観点から、機会を捉えて公募による貸付契約の方法に変更することを検討されたい。 (美術館)

(4) 前渡金の管理について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1回以上、出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、生涯学習課において、支払の都度行うべき出納簿への登載が長期間遅れていた事例が散見された。また、毎月 1回以上行う出納簿と現在金との符合確認について、監査対象期間中に行われた20回のうち10回で、出納簿への登載の遅れにより出納簿と現在金とが一致しない状態であったにもかかわらず、符合確認結果を「一致」としていた。

生涯学習課においては、名古屋市会計規則に基づき、支払の都度、出納簿への登載を確実にを行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。 (生涯学習課)

(5) 契約事務の執行について（契約事務）

地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号によると、契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約を行うときは、随意契約によることができるとされている。（この契約を以下「2号随意契約」という。）

また、名古屋市契約規則によると、業務委託にあつては、予定価格が 100万

円を超えない場合には少額の随意契約によることができるとされている。なお、名古屋市契約規則の改正により令和 7年 4月 1日より少額の随意契約ができる金額の上限が変更されているが、本件は令和 6年度における事例であるため、改正前の金額を記載している。

さらに、名古屋市契約事務手続要綱によると、局区等の長は、契約手続の公正性の確保を図るため、契約審査会（以下「審査会」という。）を設置するとされており、審査会においては随意契約によることの可否に関する事項等（以下「審議事項」という。）について審議するとされている。

加えて、教育委員会契約審査会設置要領によると、教育長は、審議事項について決定しようとする場合においては、少額の随意契約による場合等を除いて、審査会に付議し、その審議結果を尊重しなければならないとされている。

なお、「競争性のある契約の推進のために～随意契約ガイドライン～」によると、少額の随意契約の要件に該当させるために、作為的に分割して発注することは認められないとされている。

契約事務について調査したところ、美術館において、以下のとおり、履行内容が類似しているアからオの業務については、それぞれ、複数の者から見積書を徴取した上で少額の随意契約として契約締結していた。また、A社しか履行できないとしているカの業務については、A社のみから見積書を徴取した上で少額の随意契約として契約締結していた。

	件名	契約年月日	金額	契約先 (見積り数)
ア	名古屋市美術館所蔵作品 作品解説多言語対応業務委託 (韓国語)	令和 7年 1月25日	960,379円	A社 (2者)
イ	常設展音声ガイド作成業務委託	令和 7年 2月 5日	748,000円	
ウ	名古屋市美術館所蔵作品 作品解説多言語対応業務委託 (中国語 繁体)	令和 7年 2月10日	960,379円	
エ	名古屋市美術館常設展音声ガイド作成業務委託 (英語)	令和 7年 2月13日	866,310円	
オ	名古屋市美術館所蔵作品 作品解説多言語対応業務委託 (中国語 簡体)	令和 7年 2月28日	960,379円	
カ	収蔵作品情報データベース登録業務委託	令和 7年 3月 4日	779,543円	A社 (1者)

一方で、アからカの 6 件の業務をまとめて 1 件の契約案件として 2 号随意契約を行うことについて、令和 7 年 2 月 14 日及び 2 月 20 日に実施の審査会に付議していた。

これらのことから、契約関係書類を確認した限りでは、アからエのそれぞれの業務について、契約締結後に審査会へ付議している状況であった。なお、審査会による付議内容の審議結果については、令和 7 年 2 月 14 日は保留とされ、2 月 20 日に 2 号随意契約に適さないとして否決となっている。

アからエの業務について、契約締結後に審査会へ付議している理由を美術館に確認したところ、締結後に付議したのではなく、審査会で付議内容の 2 号随意契約が認められなかったため、A 社に対して事前に口頭により業務の準備を依頼していた日を契約締結日としたとのことであった。その説明を前提とするならば、審査会の否決後にアからオを個別の少額の随意契約として分割し、契約締結していたこととなる。

なお、美術館によると、本件については、企画経理課との執行調整により令和 7 年 1 月に令和 6 年度予算で執行することとなったものである。

今回の事例については、審査会にてアからカの業務を 1 件の契約案件とする 2 号随意契約が認められなかったことから、本来であれば、アからオの業務はまとめて競争入札方式により契約手続を実施すべきところ、少額の随意契約の要件に該当させるために作為的に分割しただけでなく、一部については遡った日付で随意契約を締結しており、不適正である。加えて、既に契約の相手方に業務を依頼しているにもかかわらず、重複する内容の契約を審査会に付議している状況は不適切といえる。これらの事務執行はいずれも審査会の設置意義を軽視しているものである。

さらに、上記のような不適正な事務執行等が、決裁行為という組織的な意思決定を経た上で行われていたことから、組織として適正に事務を執行する意識が欠如していると言わざるを得ない。

美術館においては、適正な事務執行に対する意識の徹底を図るとともに、厳正に契約事務を執行されたい。(美術館)

また、今回の事例で審査会の設置意義が軽視されていたことを踏まえると、教育委員会において、契約事務の執行に当たり公平・公正を確保する意識が希

薄となっているのではないかと懸念される。

企画経理課においては、教育委員会内の契約事務を指導すべき立場として、内部統制を十分に機能させることにより適正な事務執行の確保に取り組まれた
い。
(企画経理課)

(6) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、予定価格について、工事又は製造の請負にあつては 250万円、財産の買入れにあつては 160万円を超えない場合には少額の随意契約によることができることとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。なお、名古屋市契約規則の改正により令和 7年 4月 1日より少額の随意契約ができる金額の上限が変更されているが、本件は令和 6年度における事例であるため、改正前の金額を記載している。

契約事務について調査したところ、科学館において、以下のような事例が見受けられた。

ア 修繕工事について、契約年月日や工期が同一であるにもかかわらず契約を分割していたもの

イ 同じ品目の消耗品の購入について、契約年月日が近接し、納入期限が同一であるにもかかわらず契約を分割していたもの

科学館においては、履行内容が同種同様に履行期間が同一又は近接している複数の契約については、まとめて契約を行うことで、スケールメリットを得られる可能性があるほか、予定価格が30万円を超える場合には 2者以上の者からの見積書の徴取が必要となり競争性も働くことから、契約を一つにまとめられたい。
(科学館)

(7) 見積書の徴取について（契約事務）

地方自治法施行令及び名古屋市契約規則によると、令和 7年度からは、業務委託にあつては予定価格が 200万円を超えない場合は随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならない

とされている。

また、「競争性のある契約の推進のために～随意契約ガイドライン～」では、契約の相手方を通じて複数の者の見積書を徴取するようなことは、決してあってはならないとされている。

契約事務について調査したところ、科学館において、予定価格が30万円を超える委託契約について 2者から見積書を徴取していたが、契約の相手方が科学館宛てに見積書を郵送した際の送付文を確認すると、もう一方の業者の見積書も併せて提出する旨の記載があり、見積競争に用いられた見積書は、契約の相手方を通じて入手するという不適正な方法により徴取した見積書であることが判明した。

契約の相手方を通じ他業者の見積書を徴取することは、適正な価格比較が行われているとは認められず、公正性や競争性に関する意識が欠如していると言わざるを得ない。科学館においては、見積書を徴取する際は必ず個別に徴取することはもとより、厳正に契約事務に取り組みたい。 (科学館)

(8) 金券類等の管理について (財産管理事務)

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品 (以下「金券類等」という。) の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、出納の都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム (以下「財務システム」という。) に入力する方法により行うこととされている。

また、教育委員会行政監理委員会の重点的取組として、所属長は、毎月 1回、金券類等の現物と金券類等出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、生涯学習課においては駐車券、科学館においては観覧券について、出納の都度財務システムに入力せず、後日まとめて入力している事例が多数見受けられ、生涯学習課においては最長 302日間、科学館においては最長 304日間入力していない事例があった。

また、入力の遅れにより、金券類等出納簿における残高と実数が異なってい

るにもかかわらず、毎月の自己点検においては、符合確認の結果を「一致」としていた。

生涯学習課及び科学館においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。また、毎月 1 回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。
(生涯学習課、科学館)

(9) 備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）については、財務システム上の備品台帳に登載し、常に使用状況を明らかにすることとされており、廃棄等を行う場合には不用の決定など所定の手続を経る必要がある。また、備品の使用状況について、毎年 1 回、備品台帳と現物との照合点検を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされている。

備品台帳に登載された備品の管理状況について調査したところ、博物館において、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品小票を付していなかったもの

イ 備品小票が旧備品番号から更新されていなかったもの

ウ 不用の決定及び備品台帳への廃棄登録を行うことなく、備品を廃棄していたもの

また、博物館においてはリニューアル改修に伴い、令和 4 年度から令和 6 年度に所蔵資料の輸送、令和 6 年度に所蔵資料を除く備品の輸送をしたところである。しかし、一部を除き、備品台帳における備品の配置場所は、輸送前の状態のまま更新されていなかった。

所蔵資料については、補助簿を作成しており現物との照合確認が可能な状態であったが、所蔵資料を除く備品については、現物との照合確認を実施できない状態であった。

さらに、上記のような状態であったにもかかわらず、令和 7 年 3 月における照合点検結果は、「適正」と報告していた。

博物館においては、所蔵資料を除く備品について、今一度現物を確認し、使用状況を明らかにした上で、全ての備品について、備品台帳を適正な状態に整

えるとともに、名古屋市会計規則等に基づき備品の管理及び毎年の照合点検を確実に実施されたい。(博物館)

(10) 毒物及び劇物の管理について (財産管理事務)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)によると、毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について(依頼)」(6健環第428号)(以下「通知」という。)によると、毒劇物を取り扱う部署において、毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)を定めるとともに、盗難・紛失防止措置として、毒物劇物管理簿(以下「管理簿」という。)を備え、日常的に使用量及び残量を確認することとされている。

毒劇物の管理状況について調査したところ、科学館において、管理簿で容器単位での管理はされていたが、使用の都度、その使用量及び残量が管理簿に記載されていなかった。

科学館においては、通知及び危害防止規定に基づき、日常的に使用量及び残量を把握できるよう管理方法を改め、盗難・紛失防止措置を徹底されたい。

(科学館)

なお、科学館においては、危害防止規定に基づき日常的に使用量及び残量を把握できるよう管理方法が改められ、必要な措置が講じられた。

(11) 行政文書の取扱いについて (行政運営事務)

名古屋市情報あんしん条例等によると、実施機関は、行政文書を適正に管理しなければならず、行政文書の管理に関する定めを設けるものとするとしている。名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程によると、行政文書を取り扱うに当たっては、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の性質、内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管するとともに、その処理中においても適切に取り扱うことに加え、取扱いの経緯を常に明らかにしておくことを遵守しなければならないとされている。

支出事務及び契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受け

られた。

ア 契約の相手方から提出された行政文書の日付等を砂消しゴムを用いて書き換えたもの (見晴台考古資料館)

イ 契約の相手方から提出された行政文書の日付等に、削ったような痕跡があるが、その経緯が不明であるもの (生涯学習課、部活動振興課)

なお、アの事例について、見晴台考古資料館に確認したところ、契約の相手方から提出された契約関係書類の履行時期等に不整合があったため、これを修正したとのことであった。

契約の相手方から提出された文書を書き換えることは行政文書の改ざんに該当するため、行ってはならない。見晴台考古資料館においては、このような事案は、あってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

生涯学習課及び部活動振興課においては、その経緯は不明であるとのことだが、複数件同様の事例が見受けられ、行政文書の一部が改ざんされたと疑われる状態であった。今後は、疑念を抱かれないよう、行政文書の取扱いの経緯を明らかにするとともに、適切に取り扱うよう徹底されたい。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、教育委員会においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、教育委員会に対する指摘については、今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

教育委員会において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 定期清掃の実施について（財産管理事務）

名古屋市図書館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）によると、指定管理者は、清掃業務として、仕様書に定める基準に基づき清掃を実施し、常に清潔、美観を保持することとされており、床の洗浄及びワックスがけ等、日常清掃では実施困難な清掃（以下「定期清掃」という。）については、6か月に1回を目安として実施することとされている。

また、名古屋市天白図書館の管理運営にかかる基本協定書によると、指定管理者は、業務を履行しないときは、指定管理料の全部又は一部を本市に返還しなければならないとされている。

定期清掃の実施状況について調査したところ、名古屋市天白図書館において、ナカバヤシ株式会社が指定管理者となった令和5年4月以降、定期清掃が一度も実施されていなかった。鶴舞中央図書館及び指定管理施設の管理運営状況の評価（以下「モニタリング評価」という。）を担当する瑞穂図書館に、この状況を把握しているのか確認したところ、定期清掃の実施状況については、モニタリング評価の対象となっていない上に、その他の方法によっても確認していないため、把握していないとのことであった。

（指定管理者分）

ナカバヤシ株式会社においては、定期清掃を実施することはもとより、仕様書に基づくその他の業務についても確実に履行するよう徹底されたい。

(ナカバヤシ株式会社【名古屋市天白図書館】)

(教育委員会関係分)

鶴舞中央図書館及び瑞穂図書館においては、定期清掃について、仕様書に基づき適切に実施するよう指定管理者に対し指導するとともに、モニタリング評価等により実施状況の確認を確実に行われたい。また、定期清掃に係る費用が指定管理料に含まれているにもかかわらず、これが実施されていないことを踏まえ、過年度における定期清掃に係る費用に相当する額について、指定管理者に対して返還を求められたい。

(鶴舞中央図書館、瑞穂図書館)

(2) 金券類の管理について (財産管理事務)

仕様書によると、市は使用料の収納事務を指定管理者に委託し、指定管理者は名古屋市会計規則に従い、金券類である駐車場回数券の販売実績を金券類出納簿により日ごとに管理することとされている。また、名古屋市会計規則等によると、金券類等の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。なお、指定管理施設である名古屋市東図書館の管理運営状況の評価については、千種図書館が担当している。

金券類の管理状況について調査したところ、名古屋市東図書館において、駐車場回数券の受払いに伴う金券類出納簿への登載が漏れており、金券類出納簿と実数との差異が生じている事例が見受けられた。

(指定管理者分)

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社においては、仕様書に基づき金券類を適正に管理されたい。

(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社【名古屋市東図書館】)

(教育委員会関係分)

鶴舞中央図書館及び千種図書館においては、指定管理者に対し、金券類の適正な管理について改めて指導されたい。

(鶴舞中央図書館、千種図書館)

(3) 拾得物の取扱いについて (財産管理事務)

遺失物法 (平成18年法律第73号) によると、施設占有者は、自ら拾得し、又

は拾得者から交付を受けた遺失物（以下「拾得物」という。）について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署に提出することとされており、警察署への提出を1週間以内にしなかった場合には、遺失者が判明しない等の場合に拾得物の所有権を取得する権利について、失うものとされている。

また、仕様書及び指定管理者に対して定める施設内における拾得物の取扱いについて（以下「拾得物取扱マニュアル」という。）によると、指定管理者が雇用している者及び委託業者（以下「職員等」という。）が、施設内において遺失物を拾得した場合及び施設内において遺失物を拾得した職員等以外の者から拾得物の差出を受けた場合には、総括責任者は速やかに拾得物一覧簿等への記載を行い、遺失者が判明しない場合は、職員等が拾得した日又は拾得者から差出を受けた日から1週間以内に拾得物を所轄の警察署長に提出し、拾得物件預り書の交付を受けなければならないとされている。

拾得物である現金及び物品の取扱状況について調査したところ、名古屋市東図書館において、遺失者が判明しない拾得物のうち、1,000円未満の現金等について、拾得物一覧簿等への記載及び警察署への提出を全くしておらず、金庫内に保管されたままとなっていた。

（指定管理者分）

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社においては、遺失物法、仕様書及び拾得物取扱マニュアルに基づき、拾得物の取扱いを適正に行われたい。

（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社【名古屋市東図書館】）

（教育委員会関係分）

鶴舞中央図書館及び千種図書館においては、指定管理者に対し、拾得物の取扱いに関する手続について改めて指導されたい。

（鶴舞中央図書館、千種図書館）

（4）パスワード等の管理について（その他事務）

名古屋市東図書館及び名古屋市名東図書館の管理運営にかかる基本協定書（以下「基本協定書」という。）によると、指定管理者は業務を行うに当たって、名古屋市東図書館及び名古屋市名東図書館における情報の取扱いに関するマニュアル（以下「情報取扱マニュアル」という。）を作成し、職員に周知し

なければならないとされている。また、情報取扱マニュアルによると、電子情報へのアクセス制御については、電子情報の利用を許可した従事者ごとにIDとパスワード等の認証符号を割り当て、パスワードは、他人に教えたり、他人に見られたりするところに置かないようにする等、その機密性を保持するとされている。

情報の取扱いについて調査したところ、名古屋市東図書館において、担当者AのID及びパスワードが記載された紙片が、共用パソコンに貼付されている事例が見受けられた。指定管理者に確認したところ、当該パスワード等は、名古屋市図書館のイベント予約システムの管理及びログインのため、鶴舞中央図書館から担当者Aに割り当てられたものであるが、複数の職員で当該パスワード等を共有して使用しているとのことだった。

(指定管理者分)

パスワード等について、他人から見える場所に貼り出す、複数人で共有するなどの取扱いは、情報保護の観点から不適切である。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社においては、基本協定書及び情報取扱マニュアルに基づき、厳格なパスワード等の管理を徹底されたい。

(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社【名古屋市東図書館】)

(教育委員会関係分)

鶴舞中央図書館及び千種図書館においては、指定管理者に対し、情報取扱マニュアルの遵守について改めて指導されたい。

(鶴舞中央図書館、千種図書館)

第6 意見

1 名古屋市図書館における指定管理者に対する管理監督体制について

名古屋市図書館では、民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上とともに経費の削減等を図るため、平成25年度に指定管理者制度が試行導入され、令和7年度には全21館中9館にて指定管理者による運営が行われている。

指定管理者制度の導入前と比較し、柔軟な人員配置や、図書館の管理運営に必要な物品及びサービスの自社調達によって図書館運営に係る経費を削減しているほか、開館日数の拡大や開館時間の延長、図書除菌機や託児サービスの導入などの指定管理者独自の取組によって市民サービスの向上を図っている。特に繁忙や閑散といった変動的な要素を踏まえた柔軟な人員配置は行政組織においては実現が困難なものであり、指定管理者制度を導入した効果が認められる。また、図書館サービスの利用者数の増加に向け、スタンプラリーや図書館まつりなど様々なイベントを実施し、来館のきっかけづくりに主体的な姿勢で取り組んでいる様子が見えてくる。

一方で、令和6年度には指定管理者が運営する図書館（以下「指定管理館」という。）において個人情報の一時的な紛失が発生したほか、今回の監査においても情報の取扱いや、施設の管理運営が不十分である事例が見受けられた。

利用者がいつでも安心して利用できる図書館であるためには、個人情報などの情報管理の徹底や法令の遵守が必要であり、指定管理者制度においてはその実現のために、適切に管理監督を行うことが不可欠である。教育委員会では、管理運営状況の点検・評価^(註)のほか、個人情報の保管状況について年に4回の実地調査を行っているところであるが、監査により指摘した事項の多くは、教育委員会が適切な管理監督を行っていれば容易に発見し、是正することが可能だったものであり、指定管理者に対する管理監督が不十分だったと考えられる。

令和8年度からは、更に6館において指定管理者制度を導入し、15館が指定管理館となる。民間の能力を活用した更なるサービスの向上が期待される一方で、6館の市直営の図書館（以下「直営館」という。）で15館の管理監督を行うこととなり、直営館の負担が増えることが予想される。指定管理者の管理監督業務は

通常の図書館運営業務とは異なる難しさがあり、特に令和 8年度から初めて管理監督を行う直営館もあることから、これまでの経験を踏まえ、適切な図書館運営が行われているかを確認するための具体的な手順について検討するなど、管理監督の業務フローを構築するとともに、担当者へ継続的に研修やサポートを行うなど、図書館全体としての体制づくりが求められる。

教育委員会においては、指定管理者制度の特色をいかして図書館の魅力と市民サービスの更なる向上を図ることはもとより、適切な管理監督を行うことで利用者がいつでも安心して利用できる名古屋市図書館を目指されたい。

(注) 「指定管理者制度の運用に関する指針」において、指定管理者の管理運営状況について点検・評価を行い、毎年度その結果を公表することとされている。

2 適正な契約事務の執行について

今回の監査では、契約事務において、契約審査会の設置意義を軽視していた事例、契約の相手方を通じて複数の者の見積書を徴取していた事例及び少額の随意契約とするために作為的に契約を分割していた事例など不適切な事務執行が複数見受けられた。

これらの監査結果から、教育委員会内では、契約事務に関する研修等の取組の効果が十分に発揮されておらず、法令や規則に基づいて事務を行う意識が希薄となっていること、決裁経路での確認など組織としてのチェック機能が十分に働いていないことが危惧される。

教育委員会においては、同様の誤りを二度と発生させないよう、指摘した事項について周知するだけにとどまらず、契約事務を所管する企画経理課の主導により、職員一人ひとりの意識向上を図った上、組織的なチェック体制も十分に機能させることで、適正な契約事務の執行に努められたい。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市東図書館（所在地：東区大幸南一丁目 1番10号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- ・所 在 地：東京都調布市調布ヶ丘 3丁目 6番地 3
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：138,703千円（令和 6年度）^(注)

(注) 名古屋市名東図書館との 2館一括での指定管理料

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市東図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他委員会が定める業務に限る。）に関すること
- ② 名古屋市東図書館の駐車場の使用料の徴収に関すること
- ③ 名古屋市東図書館の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
蔵書数	107,669冊	107,883冊	107,311冊
個人貸出利用者数	192,718人	188,985人	179,378人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	138,703	管理運営費 (人件費含む)	146,242
収入合計	138,703	支出合計	146,242

(注) 各金額は名古屋市東図書館と名古屋市名東図書館を合計したものである。

2 名古屋市天白図書館（所在地：天白区横町 701番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ナカバヤシ株式会社
- ・所 在 地：大阪市中央区北浜東 1番20号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：65,770千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市天白図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市天白図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市天白図書館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
蔵書数	83,146冊	84,390冊	84,789冊
個人貸出利用者数	138,251人	137,168人	134,436人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	65,770	管理運営費	65,510
その他	13	(人件費含む)	
収入合計	65,784	支出合計	65,510

3 名古屋市熱田生涯学習センター（所在地：熱田区熱田西町 2番13号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・所 在 地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：39,748千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市熱田生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 熱田生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 熱田生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用件数	3,338件	3,521件	3,648件
利用者数	57,285人	60,499人	61,096人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	39,748	管理運営費	47,541
利用料金収入	10,179	(人件費含む)	
その他	355		
収入合計	50,283	支出合計	47,541

4 名古屋市中川生涯学習センター（所在地：中川区富川町 1丁目 2番地の12）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ホームメックス株式会社
- ・所 在 地：愛知県豊田市松ヶ枝町 3丁目30番地
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：36,000千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市中川生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 中川生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 中川生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用件数	4,047件	4,201件	4,324件
利用者数	49,584人	50,543人	53,419人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	36,000	管理運営費	43,063
利用料金収入	10,799	(人件費含む)	
その他	294		
収入合計	47,094	支出合計	43,063

5 名古屋市天白生涯学習センター（所在地：天白区天白町大字島田字黒石4050番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シンコーグループ
- ・代表者名称：シンコースポーツ株式会社名古屋支店
- ・代表者所在地：中区栄一丁目16番 6号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指定管理料：35,782千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市天白生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 天白生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 天白生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用件数	2,327件	3,908件	4,319件
利用者数	42,933人	72,395人	79,517人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	35,782	管理運営費	43,264
利用料金収入	13,359	(人件費含む)	
その他	438		
収入合計	49,581	支出合計	43,264

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

スポーツ市民局（工事）

（スポーツ市民局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 工事の各段階で適切な履行を確認しているか

(2) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、スポーツ市民局における令和 6年10月 1日から令和 7年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市長官庁監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	51	11	21.6	68,808	58,700	85.3
委託	88	8	9.1	1,536	79	5.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について（その他）

財政局の事務連絡「工事請負契約に係る請負代金内訳書の提出及び法定福利費の確認について」によると、工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、受注者は、法定福利費を明示した請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出し、発注者は、法定福利費が基準額以上あるか確認することとされている。

「客引き行為等禁止区域路面シート貼付工事」始め 5件において、法定福利費を明示した内訳書の提出の有無を確認したところ、内訳書の提出がされておらず、法定福利費の確認をしていなかった。

工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、法定福利費を明示した内

訳書の提出をさせ、法定福利費の確認をするよう局内に周知されたい。

(地域安全推進課、区政課、スポーツ振興課、スポーツ施設課)

(2) 道路上での作業における許可について（その他）

道路交通法（昭和35年法律第 105号）によると、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならないとされている。

道路法（昭和27年法律第 180号）によると、道路に足場等の施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者に申請書を提出し、道路占用許可を受けなければならないとしている。同法によると、何人も道路に関し、みだりに損傷及びその他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止するとされている。また、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされているため、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対して、道路の保全を指示している。

「旧中村区役所外壁タイル・モルタル剥落防止ネット工事」では、歩道に高所作業車を乗り入れて設置し、外壁タイル及びモルタルの剥落防止ネットを設置する工事を行っていた。工事関係書類を確認したところ、警察署長の道路使用許可を受けていなかった。本工事の施工内容を道路管理者に確認したところ、継続して道路を使用する場合には当たらず、道路占用許可は必要なかったとのことであった。一方で、高所作業車が乗り入れた歩道は車両通行を前提としていない歩道であり、高所作業車の乗り入れが歩道の構造に支障を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、歩道の構造を把握している道路管理者に確認せず不十分な保全で工事を行っていた。

発注者として、道路において工事又は作業をする場合には、警察署長の道路使用許可や道路管理者の道路占用許可等、関係法令で定められた必要な手続きを理解したうえで進めるとともに、特に歩道で工事を行うときは、一般的に歩道は車両通行を前提としていない構造であることを踏まえ、歩道の構造に支障を及ぼさないよう、道路管理者に指示を受け適切な保全を行って施工するよう

受注者を指導されたい。

(区政課)

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

観光文化交流局（工事）

（観光文化交流局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 法令等を遵守した適切な設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、観光文化交流局における令和 6年10月 1日から令和 7年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	191	32	16.8	94,912	84,342	88.9
委託	145	7	4.8	4,011	283	7.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 予定価格の設定について（積算）

名古屋市契約規則によると、予定価格は、契約の目的物について、市場価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、財政局の「契約事務の手引き」によると、予定価格を設定する際は、業者からの見積書を鵜呑みにせず、市場価格等を調べた上で設定することとされている。

「公館1Fシャンデリア照明器具及び壁付ブラケット照明器具修繕工事（LED）」では、シャンデリア及び壁付ブラケット照明の電球を汎用品のLED電球に交換する工事を行っていた。予定価格の設定方法について確認したとこ

ろ、見積書に材料費や労務費などの内訳の記載がなく、詳細内容を把握できないにもかかわらず、見積書の金額をそのまま使用して予定価格を設定していた。

当該工事で使用したLED電球は汎用品であったことから製品価格や標準的な労務費により工事費を試算したところ、見積書の金額と大幅にかい離していた。

見積書を使用して予定価格を設定する際は、材料の種類、作業内容、材料費及び労務費などが確認できる見積書を徴取し、見積内容の把握に努めるとともに、市場価格等を調べた上で適切に行われたい。(国際交流課)

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について (その他)

財政局の事務連絡「工事請負契約に係る請負代金内訳書の提出及び法定福利費の確認について」によると、工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、受注者は、法定福利費を明示した請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出し、発注者は、法定福利費が基準額以上あるか確認することとされている。

「観光ルート道標撤去工事」始め15件において、法定福利費を明示した内訳書の提出の有無を確認したところ、内訳書の提出がされておらず、法定福利費の確認をしていなかった。

工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、法定福利費を明示した内訳書の提出をさせ、法定福利費の確認をするよう局内に周知されたい。

(観光推進課、MICE推進課、国際交流課)

(3) 競争性のある契約の締結について (その他)

名古屋市契約規則によると、令和6年度の工事の請負にあつては、予定価格が250万円を超えない場合には少額随意契約によることができるとされている。その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

財政局の「契約事務の手引き」によると、少額随意契約をすることを目的として、契約を作為的に分割してはならないとされている。また、財政局の「競争性のある契約の推進のために～随意契約ガイドライン～」によると、個々の

契約ごとに履行内容の特殊性、経済的合理性、緊急性などを総合的に判断して随意契約とするかを決定するものとされている。

「アトリウムスロープ高齢者・障害者支援環境整備工事」始め 9件では、休館中の国際会議場においてそれぞれを予定価格が 250万円未満の少額随意契約として全てA社と契約していた。関係書類を確認したところ、以下のような状況であったことから当該工事を別々の工事として契約する合理性は確認できなかった。

ア 見積書を確認したところ、予定価格が30万円を超える契約のため、全ての工事の見積書はA社とB社の 2者から徴取していた。工事内容には内装改修や中庭改修等の専門性の異なる工事が含まれていたが、両者は全ての工事の見積書を提出していたことから、いずれも全ての工事を施工可能であると判断していたと考えられる。したがって、発注者としても 1者で全ての工事を施工可能であることは容易に想定できたと考えられる。

イ 工事の実施や契約に関する伺いを確認したところ、全ての工事を概ね 1週間以内の近接した日付で起案していた。また、契約年月日及び工期も同じことから全ての工事を並行して施工可能であることを発注者として把握していたと考えられる。

ウ 現場代理人等届を確認したところ、受注者は全ての工事で同じ人物を現場代理人として届出し、発注者は当該届出を認めていたことから、受注者は実質一つの工事として現場運営していた。また、工事記録簿を確認したところ、休館中で施設運営による工事日程の制限がないため、全ての工事を同じ時期に施工していた。

複数の工事を別々に契約する合理性がない場合には、一つにまとめて契約されたい。その結果、予定価格が入札を実施すべき金額となる場合には、入札方式により契約されたい。 (MICE推進課)

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局（工事）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 利用者にとって有効性のある施設となっているか

(2) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、交通局における令和 5年10月 1日から令和 7年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

小林史郎監査委員は、令和 3年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで交通局長として在籍していたため、当該期間における事項に係る監査について、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となった。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	929	81	8.7	46,996	17,666	37.6
委託	619	18	2.9	15,712	1,296	8.2

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) バリアフリー対策の設計について（設計）

本市の福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）では、道路、公共交通機関といった市民の誰もが利用する都市施設の利用しやすさ、行動しやすさなどを確保するため、整備上必要とされる設計・施工上の標準的な技術的基準を定めている。

またスロープについては、整備指針によると手すりの端部をそで等がひっかからないように下方または壁面方向に曲げるとされ、車いすの脱輪防止の側壁

又は立ち上がりは連続して設けるとされている。

バリアフリー対策について、利用者にとって有効性のある施設となっているかを確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア バス停留所整備に伴う視覚障害者誘導用ブロックの設置

「如意車庫前（西行）バス停留所整備に伴う舗装工事（舗装工事）（週休2日制）」では、道路に面した敷地に整備したバス停留所内に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。また当停留所の整備計画の一環で別工事によりバス停上屋の下にベンチを設置しており、現地調査で確認したところ、視覚障害者誘導用ブロックとベンチは離れて設置されていたが、ベンチに座っている人の足が視覚障害者誘導用ブロックを踏む位置となっていたことから、視覚障害者誘導用ブロックの機能が十分に発揮されていなかった。



視覚障害者誘導用ブロックとベンチの全景及び位置関係

イ バス停留所整備に伴うスロープの設置

「梅森荘（回転場）バス停留所上屋整備に伴う歩道整備及び舗装修繕」では、車いす利用者がバスに乗車するためのスロープを設置していた。設計図書を確認したところ、手すりの端部は曲げず、脱輪防止の側壁又は立ち上がりは設けない設計となっており、現地においても設計どおりに施工されていた。また、別工事で手すりに照明を設置しており、手すりの機能が発揮されていなかった。



スロープの設置状況



照明の設置状況

バリアフリー対策は、整備指針などの技術的基準に基づき適切に行うとともに、機能を阻害しないように関連部署と調整して、利用者にとって有効性のある施設となるよう設計されたい。
(自動車施設課)

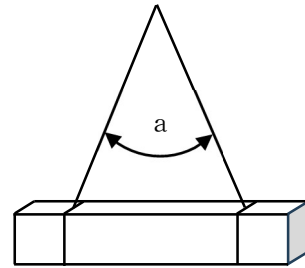
(2) 荷のつり上げにおける玉掛け作業について（施工）

厚生労働省が定める玉掛け^(註)作業の安全に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、玉掛け作業を行う事業者は、玉掛け方法の選定にあたって、玉掛用具は必要な安全係数を確保するか又は定められた使用荷重等の範囲内で使用すること、つり角度は原則として90度以内とすることと定められている。

「如意車庫前（西行）バス停留所整備に伴う舗装工事（舗装工事）（週休2日制）」では、自由勾配側溝（以下「側溝」という。）の据付け作業を行っていた。工事写真を確認したところ、玉掛け用ワイヤロープにつり下げた木材を側溝の開口部に差し込み、側溝をつり上げていた。玉掛用具として使用されていた木材については、安全係数や使用荷重について確認されていなかった。また、使用した玉掛け用ワイヤロープが1本のため、つり角度が生じていなかった。



玉掛け作業の状況



2本づりのつり角度 (a) の例

荷のつり上げにおける玉掛け作業を行う場合は、適切な玉掛用具を使用し、つり荷が不安定とならないよう、ガイドラインに基づく安全作業に努めるよう受注者を指導されたい。
(自動車施設課)

(注) 玉掛け

クレーンなどに荷掛け及び荷外しを行う作業

第6 意見

快適性・利便性の高いサービスを提供するための施設整備について

交通局においては、社会環境が大きく変化する中で、快適性・利便性の高いサービスを提供するため、バス停留所施設の整備・改修、バリアフリー改修、地下鉄駅やトイレのリニューアルなどの施設整備を行っている。

今回の監査結果では、スロープにおけるバリアフリー対策が不十分な事例、視覚障害者誘導用ブロック及びスロープの手すりの機能が十分に発揮されていない事例が見受けられた。これらの背景には、職員の基準類に対する理解不足と併せて、利用者目線に立った設計検討が十分に行われていないことがあると考えられる。このような設計は、利用者に不便や不安が生じ、利用者満足度の低下につながるおそれがあるため、福祉都市環境整備指針等の技術的基準に基づき適切に設計を行うとともに、当事者参画等による利用者目線を反映した設計とすることが望まれる。

利用者目線を反映した設計は、全ての施設整備において重要であり、利用者満足度の向上につながるものである。令和4年「交通局お客さま満足度調査」によると、地下鉄部門ではトイレに関する項目の満足度が低い結果であったことから、交通局の「トイレ整備基本計画」を確認したところ、利用者サービスの観点からトイレの快適性向上の重要度は増しており、誰もが利用しやすく清潔で明るい内装であること等について配慮すべきとされていた。また、整備する便器数については既設の便器数と同等とし、トイレ内に納まらない場合は設置可能な便器数とすることとされていた。

一方で、国土交通省の令和7年「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」によると、トイレを利用する際に最も重視されるのは「清潔感がある」であり、次いで「混雑がない」である。また、駅のトイレに対する不便・不満・不安を感じることにについて「利用するために行列に並ばなければならない」を選択した人の割合は、女性の方が男性よりも高く、5割以上の女性が不満を感じていた。さらに、平成28年の調査と比較して、その割合は男女共に増加したが、特に女性の増加が顕著であった。こうした中、国土交通省が設置した令和7年「ト

トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」によると、主な行列の要因として、建設当初は男性の施設利用者が多いことを前提に便器数が設定されていたものの、女性の社会参画の進展等により、女性の便器数が利用実態と合わなくなっていることが示され、それに伴いトイレ設置数に関するガイドラインの策定が進められている。本市でも、地下鉄駅の半数以上が開業から40年以上経過しており、整備当時とは駅の利用状況が変わっていることから、トイレの便器数について社会環境の変化に即したものとなるよう当該ガイドラインを参考に局内基準の見直しを検討し、スペース等の諸条件を考慮した上で利用者目線を反映した設計とすることが望まれる。

交通局においては、全ての利用者に安全・安心、快適・便利な交通サービスを提供するという変わらぬ使命を果たし、名古屋のまちの将来に貢献できるよう、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるとともに、利用者のニーズに対応した施設整備により一層努められたい。

第1 監査の種類等

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の趣旨

局室区単位で行う財務監査及び行政監査では、監査の対象範囲が特定の局室区に限定されるため、本市の事務の中から特定のテーマを選定し、局室区をまたがる横断的な視点で共通する問題点の考察等を行うことを目的に、特定のテーマについて監査を実施した。

3 監査のテーマ

「基金関連事務」

基金には、年度間の財源調整や将来需要への備えなどの機能があり、安定的な行政サービスを支えるものとなっている。

名古屋市には令和6年度末時点で28の基金が設置されており、このうち定額の資金を運用するために設置されている2つの基金については、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、決算審査と合わせて基金運用状況審査が行われているものの、その他の基金についてはこれまで包括的な監査が行われていない。

そこで、基金運用状況審査の対象となっていない26の基金について、基金が条例等に従って適切に利用されているかなどを調査するため、本テーマを選定した。

第2 監査の対象

局室区（基金関連事務に限る。）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

1 基金は条例等に従って適切に利用されているか

- ・設置目的に合致していない取崩しがされていないか。
- ・基金は有効に活用されているか。
- ・寄附金の確保に努めているか。

- 2 基金の運用は確実かつ効率的に行われているか
 - ・基金運用計画は策定されているか。
 - ・運用先や運用期間は適切か。
- 3 基金に係る事務は適正に行われているか
 - ・基金の積立てや取崩しなどに係る手続は適正に行われているか。
 - ・基金の収入や支出の記録は行われているか。

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 6月10日から令和 8年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、各局室区で処理している主に令和 6年度における基金関連事務について、積立て、取崩し及び運用の状況等を調査するとともに、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 総括

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、後述のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

着眼点ごとの監査結果は以下のとおりであった。

(1) 基金は条例等に従って適切に利用されているか

各基金とも条例で定めた設置目的に従い、おおむね適正に取崩しがなされ、有効に活用されていた。また、寄附金を積み立てている基金については、名古屋市公式ウェブサイトやリーフレットのほか、SNSや催事で寄附を募るなど、寄附金の確保に努めていた。

(2) 基金の運用は確実かつ効率的に行われているか

安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用を図るために定められた名古屋市資金運用方針のもと、毎年度策定されている基金運用計画に基づいて運用が行われており、問題は見受けられなかった。

(3) 基金に係る事務は適正に行われているか

積立て、取崩し及び運用などに係る事務については、条例やマニュアル等で定められた手順に従って行われており、問題は見受けられなかった。

なお、各局においては、市政を取り巻く状況の変化にも気を配りながら、定期的に基金の活用状況等の振り返りを行うとともに、望ましい基金のあり方について不断の検討を行われたい。

2 基金の状況

今回調査対象とした各基金の令和 6年度における状況は以下のとおりである。

表 1 概要

基金名	設置年月日	設置目的	調査対象
教育基金	昭和39年 4月 1日	教育事業の資金に充てるため	スポーツ市民局、教育委員会
市営住宅等管理運営等基金	令和 2年 4月 1日	市営住宅等の持続的かつ安定的な管理運営や徴収した敷金の管理のため	住宅都市局
名古屋城整備積立基金	昭和39年 4月 1日	名古屋城を整備する資金に充てるため	観光文化交流局
名古屋城本丸御殿積立基金	平成14年 4月 1日	名古屋城本丸御殿を復元する資金に充てるため	観光文化交流局
名古屋城天守閣積立基金	平成29年 7月21日	名古屋城天守閣を復元する資金に充てるため	観光文化交流局
市民文化振興事業積立基金	昭和57年 4月 1日	市民文化の振興を図るため	観光文化交流局
国際交流事業積立基金	昭和63年 3月31日	国際交流事業の推進を図る資金に充てるため	観光文化交流局
大規模施設整備積立基金	昭和63年 3月31日	大規模な施設を整備する資金に充てるため	財政局、スポーツ市民局、環境局、健康福祉局、住宅都市局、緑政土木局、教育委員会
リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金	平成31年 4月 1日	リニア中央新幹線の開業に関連する名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進及び名古屋駅のターミナル機能の強化を図る資金に充てるため	住宅都市局
高速度鉄道建設積立基金	平成元年 3月31日	高速度鉄道を建設する資金に充てるため	財政局
環境保全基金	平成 2年 3月30日	環境保全に関する事業の資金に充てるため	スポーツ市民局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、消防局
中区役所等管理基金	平成 4年 4月 1日	中区役所庁舎及び同庁舎の属する 1棟の建物における市の施設の管理及び整備に要する資金に充てるため	スポーツ市民局、観光文化交流局

基金名	設置年月日	設置目的	調査対象
介護給付費準備基金	平成12年 4月 1日	介護保険の中期的な財政の調整及び安定的な事業の運営を図る資金に充てるため	健康福祉局
災害対策事業基金	平成27年 4月 1日	災害対策事業の計画的な推進を図るため	防災危機管理局、経済局、観光文化交流局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、緑政土木局、消防局、教育委員会
災害救助基金	令和 2年 4月 1日	災害救助法に規定する費用の支弁の財源に充てるため	防災危機管理局
区まちづくり基金	平成28年 4月 1日	区の特性に応じたまちづくりの推進を図る資金に充てるため	スポーツ市民局
子ども・親総合支援基金	平成30年 4月 1日	子ども・親総合支援の推進を図るため	子ども青少年局
アセットマネジメント基金	平成30年 4月 1日	アセットマネジメントの推進を図るため	財政局
アジア・アジアパラ競技大会基金	平成31年 4月 1日	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を開催する資金に充てるため	総務局
東山動植物園基金	令和 2年 3月13日	東山動植物園の整備及び運営に要する資金に充てるため	緑政土木局
学生タウンなごや推進基金	令和 5年 4月 1日	学生から選ばれるまちづくりの推進を図る資金に充てるため	総務局
職員退職手当基金	令和 5年 4月 1日	職員の退職手当の財源に充てるため	総務局、消防局、教育委員会
公債償還基金	平成元年 4月 1日	公債の償還の財源に充てるため	財政局
財政調整基金	昭和52年 4月 1日	将来にわたる本市財政の健全な運営に資するため	財政局
水道事業基金	平成 3年 3月25日	水道事業の健全な運営に資するため	上下水道局
交通事業基金	平成 6年 4月 1日	交通事業の健全な運営に資するため	交通局

(注) 基金名のうち、「名古屋市」は省略した。以下同じ。

表2 金額変動

(単位：千円)

基金名	令和 5年度末 残高	令和 6年度中増減		令和 6年度末 残高
		積立て	取崩し	
教育基金	992,239	402,586	161,409	1,233,415
市営住宅等管理運営等基金	4,478,861	660,179	255,813	4,883,227
名古屋城整備積立基金	11,476	4,732	0	16,209
名古屋城本丸御殿積立基金	1,488,368	3,247	0	1,491,616
名古屋城天守閣積立基金	291,793	62,499	0	354,292
市民文化振興事業積立基金	646,682	19,889	49,441	617,130
国際交流事業積立基金	2,198,209	2,206	73,972	2,126,443
大規模施設整備積立基金	24,237,148	14,483	7,480,685	16,770,946
リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金	9,664,620	4,713	270,973	9,398,360
高速度鉄道建設積立基金	43,918	25	0	43,943
環境保全基金	501,445	1,561	53,964	449,042
中区役所等管理基金	393,657	0	127,440	266,217

基金名	令和 5年度末 残高	令和 6年度中増減		令和 6年度末 残高
		積立て	取崩し	
介護給付費準備基金	3,519,770	2,809,759	1,454,398	4,875,131
災害対策事業基金	2,963,960	3,145	947,928	2,019,177
災害救助基金	1,900,279	1,089	0	1,901,369
区まちづくり基金	64,475	7,585	31,167	40,894
子ども・親総合支援基金	0	0	0	0
アセットマネジメント基金	384,291	242,267	0	626,559
アジア・アジアパラ競技大会基金	10,001,001	10,245	0	10,011,247
東山動植物園基金	518,095	25,962	65,615	478,443
学生タウンなごや推進基金	11,462	15,934	6,840	20,556
職員退職手当基金	5,000,000	2,559	5,002,559	0
公債償還基金	292,936,948	56,388,035	43,547,992	305,776,991
財政調整基金	24,078,588	4,896,212	12,881,535	16,093,265
水道事業基金	1,822,249	1,106	759,435	1,063,919
交通事業基金	0	0	0	0

(注) 表中の金額は千円未満の端数を切り捨てた。

3 指摘

(1) 活用見込みのない基金について（財産管理事務）

名古屋市高速度鉄道建設積立基金条例によると、同基金は高速度鉄道を建設する資金に充てることを設置目的としている。

高速度鉄道建設積立基金の活用状況を調査したところ、平成14年度以降、取崩し実績がなく、毎年度運用益を積み立てるだけの状況となっていた。また、令和 6年度末時点で43,943,258円の残高を有しているが、現時点で予定している使途はないとのことであった。

なお、高速度鉄道の建設は、平成23年 3月27日の桜通線野並・徳重間の開通以降行われていない。

財政局総務課及び財政課においては、高速度鉄道建設積立基金については設置目的が果たされたと考えられ、当面の活用見込みもないことから、基金を廃止し、基金残高を一般会計に繰り入れることを検討されたい。

（財政局総務課、財政局財政課）

(2) 募金箱による寄附の状況について（行政運営事務）

市民文化振興事業積立基金は、市民や団体等からの寄附金を積み立てており、寄附の手段としては、募金箱、納付書及びインターネットを利用したクレジットカード決済等がある。

このうち募金箱については、名古屋市芸術創造センターを始めとした観光文化交流局文化芸術推進課（以下「文化芸術推進課」という。）所管の文化施設に設置されている。

市民文化振興事業積立基金の募金箱について調査したところ、募金箱が設置されている22か所の施設のうち、令和 6年度における寄附金額が 0円である施設が17か所見受けられたほか、令和 4年度から令和 6年度までの 3年間において一度も寄附が行われていない施設が 9か所見受けられた。

また、文化芸術推進課所管の文化施設が26か所あるところ、募金箱が 4か所に設置されていなかったほか、募金箱による寄附が行われていることや設置施設についての周知が市公式ウェブサイトやチラシ等で行われていなかった。

市民や団体等からの寄附金は、事業を実施するための貴重な財源であること

から、より多くの寄附を得られるよう、取組を行うことが重要である。

現状を踏まえると、募金箱の設置施設や来場者の導線を意識した設置場所、さらに募金箱そのものを目立ちやすくする等のPR方法について再度見直す余地があると思料されるため、文化芸術推進課においては、より効果的な方策について検討されたい。

(観光文化交流局文化芸術推進課)

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋食肉市場株式会社

（事務所所在地：港区船見町 1番地の39）

経済局

第3 監査の着眼点

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 6月10日から令和 8年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 6年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）に執行された名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名食に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名食に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査に当たっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名食においては、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、経済局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、経済局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名食の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、登録内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

名食のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上、振込登録については担当者A及びBが、振込承認については経理課長が、それぞれ分担して行っているとのことであったが、システム上は、経理課長及び担当者AのIDに振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で支払ができる状況となっていた。

また、担当者Aが不在の場合は、経理課長が担当者Aの代理で振込登録を、担当者B又はCが経理課長の代理で振込承認を行っており、経理課長が不在の場合は、担当者B又はCが経理課長の代理で振込承認を行っているとのことであったが、担当者B及びCは、個別のIDを付与されておらず、経理課長又は担当者AのIDを共用しており、操作した者を特定できない状況となっていた。

さらに、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されたIDを共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、操作した者を特定できないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、各システム

利用者には振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与した個別のIDを割り当てるよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 業務委託における契約変更及び支払事務について（契約事務）

稟議規程によると、りん議しなければならない事項のうち、常勤取締役及び管理職の主管業務において、自己の権限を超える事項及び重要な事項の実施については、原則として、関係者、上司及び社長の決裁を受けなければならないとされている。

名食は、一部の売買参加者に対して販売した枝肉等の売買代金に関する管理業務に係る委託契約（以下「売買代金管理業務委託」という。）を締結している。また、道南市場におけると畜解体業務、冷蔵庫枝肉保管業務、内臓処理業務及び特定危険部位焼却業務に係る委託契約（以下「と畜解体等業務委託」という。）を締結している。

売買代金管理業務委託及びと畜解体等業務委託の契約事務等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 売買代金管理業務委託の契約書に定められている毎月支払う委託料の上限金額の変更及びと畜解体等業務委託の契約書に定められている契約単価の変更について、それぞれ業者と口頭で合意したにもかかわらず、契約変更に係る契約書を取り交わしていなかった。

また、契約変更を行うに当たり、決裁手続が行われていなかったほか、契約変更に関する記録が書面で残されておらず、正確な経緯や変更後の金額の積算根拠が確認できない状態となっていた。

イ 売買代金管理業務委託について、契約書によると、毎月支払う委託料の額は、一部の売買参加者が期限内に支払った売買代金の額に応じて算出するとされており、算出した金額が上限金額を超過する場合は、その上限金額を支払うこととされている。しかしながら、算出した委託料の額が上限金額に達しない月についても、業者から請求のあった上限金額と同額の委託料を支払っており、過大な支出となっていた。なお、名食は毎月の積算根拠を確認していなかった。

売買代金管理業務委託及びと畜解体等業務委託について、金額変更後の契約書を取り交わされたい。

また、今後は他の契約も含めて、契約変更を行う際には決裁手続を実施した上で変更契約書を取り交わすなど、適正に契約事務を行うとともに、委託料を支払うに当たっては積算根拠の精査を確実に行われたい。

(3) 借入金に係る取締役会の決議について（契約事務）

会社法（平成17年法律第86号）によると、取締役会は、多額の借財の決定を取締役に委任することができないとされており、その決定には取締役会の決議が必要である。

名食は令和6年度末時点において、複数の金融機関から計28億円を借り入れており、これらの借入手続を調査したところ、全ての借入契約について、取締役会の決議が行われていなかった。また、名食は、多額の借財に該当するか否かを判断するための基準を定めていなかった。

多額の借財に関する過去の判決で示された基準を踏まえると、金融機関からの各借入は、多額の借財に該当し、取締役会の決議が必要であったと思料される。

多額の借財についての判断基準を定めた上で、会社法に基づき、多額の借財に該当する借入について、取締役会で決議されたい。

(4) 商品の棚卸について（財産管理事務）

経理規程によると、中間決算日及び本決算日現在における保管中の商品について棚卸を行い、商品在庫一覧表と確認しなければならないとされている。

名食の商品の管理状況を調査したところ、外部倉庫に保管している商品について、実地棚卸を行っていなかった。また、外部倉庫の管理業者から在庫証明書を取得する等、実地棚卸の代替となり得る対応も行っていない。

実地棚卸を実施する又は在庫証明書を取得するなど、経理規程に従い、商品の棚卸を適正に行われたい。

第6 意見

名食に対する関与のあり方について

名食を取り巻く経営環境は、平成14年度に債務超過に陥って以降、度重なる牛・豚の感染症の流行等により全国的に飼養頭数が減少し、市場間競争が激化するなど、厳しいものであったと思料される。しかしながら、名食においては、経営戦略計画等に基づく経営努力に加え、本市による補助金等の財政支援も相まって、平成19年度以降は毎年度当期純利益を計上している。また、本市が平成31年2月に策定した名食に係る経営健全化方針において、令和7年度に債務超過を解消するとの目標が掲げられているところ、おおむね計画どおりに進捗している。

本市はこれまで、名食に対し、牛・豚の集荷機能の強化及び経営の安定を図り、もって市民への食肉の安定供給に資すること等を目的として、多額の財政支援を実施してきたところであるが、将来的には、財政的に自立した経営へと移行することが望まれる。この点、令和7年度における実現は不確定ではあるものの、名食の債務超過の解消が着実に近づいていること等を踏まえれば、名食に対する支援については、経営健全化方針に掲げられているとおり、今後縮減していくことが適当である。

本市は、令和8年度当初予算において名食に対する補助金を大幅に減額しており、支援の縮減に着手したことは認められる。経済局においては、名食の集荷機能への影響や財務状況を踏まえた上で、今後の適切な関与のあり方について、不断の検討を行われたい。

表 市補助金、当期純利益及び債務超過額の推移 (単位：百万円)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	市補助金	259	266	249	254	273
	当期純利益	114	136	151	169	176
	債務超過額	△ 827	△ 690	△ 539	△ 370	△ 193
計画	債務超過額	△ 816	△ 656	△ 496	△ 336	△ 176

(注) 百万円未満の端数を切り捨てた。

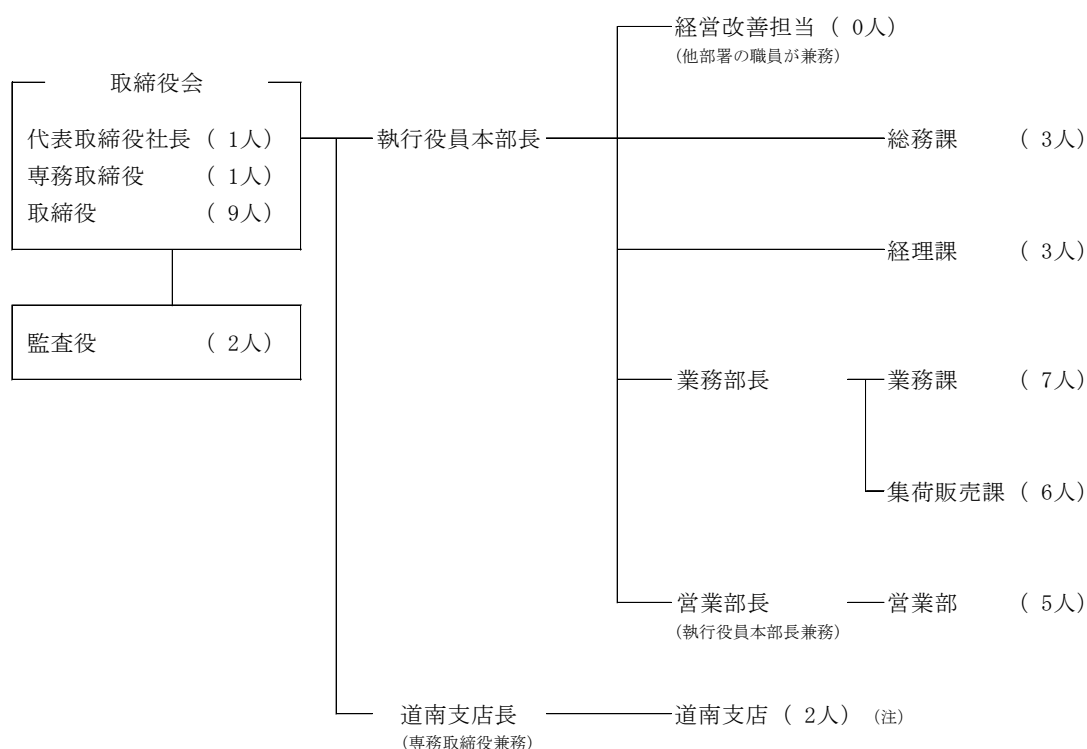
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋食肉市場株式会社
- ・所 在 地：港区船見町 1番地の39
- ・資 本 金：4億 8,000万円（本市出資額は 2億 3,600万円であり、出資割合は49.2%
（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①家畜の荷受及び販売、②枝肉及び部分肉・輸入肉の受託又は買付並びに販売等
- ・職 員 数：26人（嘱託員 4人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 7年 3月31日現在）



（注）子会社からの出向者のため、職員数には含まない。

2 本市からの財政援助（令和 6年度）

(1) 補助金 2億 7,312万円（名古屋市中心卸売市場南部市場卸売業者特別集荷促進事業
補助金及び名古屋市食肉安定集荷資金利子補助金）

(2) 損失補償 28億円（食肉安定集荷事業に係る民間借入金に対する損失補償）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 6年度）

(1) 食肉の集荷・供給事業

名古屋市中央卸売市場南部市場において食肉の集荷・供給と価格の安定に努め、食肉流通の円滑化を推進し、市民の食生活の向上を図る事業

(2) 南部市場共励会の開催

食肉需要に即応した市場流通の強化及び市場性に富んだ肉牛の肥育技術の成果を公開表彰し、今後における畜産振興を図るとともに、多頭出荷を促進して市場発展に寄与する事業

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日）

科 目	金 額
	千円
売上高	6,353,084
売上高	5,628,585
受託販売手数料	724,499
売上原価	5,487,716
期首商品棚卸高	7,157
当期商品仕入高	5,481,694
期末商品棚卸高	1,135
売上総利益	865,367
販売費及び一般管理費	635,612
営業利益	229,755
営業外収益	487,214
受取利息及び配当金	384
雑収入	14,082
補助収入	275,628
家賃収入	28,800
と畜場使用料収入	168,319
営業外費用	462,763
支払利息	16,519
補助収入対象集荷対策費	255,644
と畜場使用料	168,319
営業外減価償却費	11,493
営業外公租公課	1,963
その他営業外費用	8,822
経常利益	254,206
特別利益	12,000
貸倒引当金戻入	12,000
特別損失	—
税引前当期純利益	266,206
法人税等	90,130
当期純利益	176,076

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 7年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金	3,262	受託販売未払金	224,621
預金	1,734,971	荷主預り金	51,572
売掛金	937,744	買掛金	184,540
商品	1,135	短期借入金	2,800,000
貯蔵品	1,087	未払金	3,681
前払費用	1,365	未払法人税等	54,940
未収収益	2,998	未払消費税等	6,359
短期貸付金	400,000	未払費用	57,933
仮払金	52	預り金	2,700
貸倒引当金	△ 19,571	仮受金	2,193
流動資産合計	3,063,045	賞与引当金	11,920
固定資産		流動負債合計	3,400,463
有形固定資産		固定負債	
建物	80,524	預り保証金	341,267
構築物	19,549	退職給付引当金	21,793
機械及び装置	14,244	役員退職慰労引当金	5,166
車両運搬具	5,075	固定負債合計	368,226
工具器具備品	596	負債合計	3,768,690
土地	16,195	純資産の部	
有形固定資産合計	136,187	株主資本	
無形固定資産		資本金	480,000
電話加入権	421	利益剰余金	△ 673,955
無形固定資産合計	421	利益準備金	3,000
投資その他の資産		その他利益剰余金	△ 676,955
子会社株式	27,000	役員退職積立金	3,500
出資金	30	別途積立金	9,600
長期貸付金	350,000	繰越利益剰余金	△ 690,055
開設者保証金	5,000	株主資本合計	△ 193,955
差入保証金	50	純資産合計	△ 193,955
貸倒引当金	△ 7,000		
投資その他の資産合計	375,080		
固定資産合計	511,689		
資産合計	3,574,735	負債及び純資産合計	3,574,735

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋食肉公社

（事務所所在地：港区船見町 1番地の39）

経済局

第3 監査の着眼点

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 6 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 6月10日から令和 8年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 6年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋食肉公社（以下「食肉公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、食肉公社に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、食肉公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査に当たっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。また、特に指摘すべき事項はなかった。

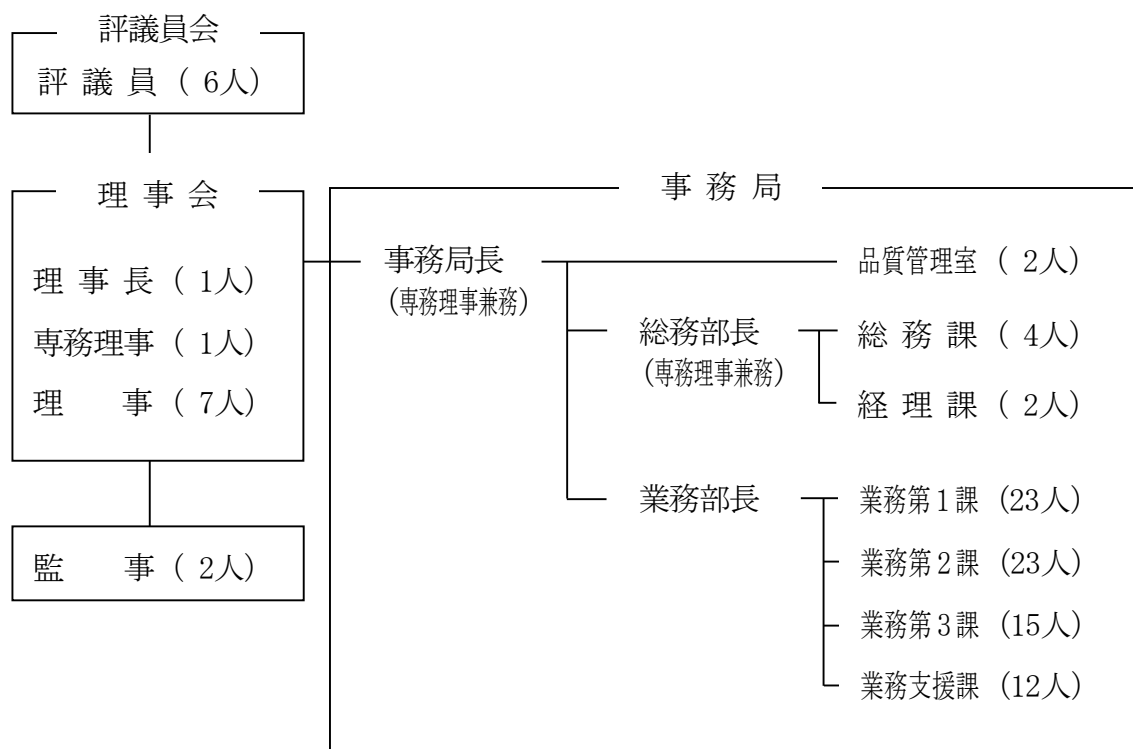
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋食肉公社
- ・所 在 地：港区船見町 1番地の39
- ・基 本 財 産：1億 520万円（本市出えん額は 8,957万円（万円未満の端数は切り捨てた。）であり、出えん割合は85.1%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①と畜解体・冷蔵保管事業、②普及啓発事業、③副産物処理事業、④搬入枝肉搬送事業等
- ・職 員 数：82人（嘱託員 4人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 7年 3月31日現在）



2 本市からの財政援助（令和 6年度）

- (1) 補助金 2億 955万円（と畜解体事業補助金、食肉低温流通事業補助金及びと畜場HACCP等対応補助金）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 6年度）

- (1) と畜解体・冷蔵保管事業

名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）併設のと畜場に搬入された牛及び豚のと畜解体処理業務、枝肉の冷蔵保管業務

- (2) 普及啓発事業

食肉に関する知識及び理解を深める普及啓発活動等

- (3) 副産物処理事業

南部市場併設のと畜場で処理加工した内臓、皮、頭、脂肪等の副産物の卸売業務

- (4) 搬入枝肉搬送事業

南部市場に搬入された枝肉を部分肉加工施設へ搬送する業務

4 決算状況

(1) 正味財産増減計算書（令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日）

科 目	金 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	1,011,340
管理受託料	152,446
受取補助金	209,551
雑収益	1,847
経常収益計	1,375,184
(2) 経常費用	
事業費	1,330,650
管理費	1,041
経常費用計	1,331,691
当期経常増減額	43,493
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	—
(2) 経常外費用	
経常外費用計	—
当期経常外増減額	—
税引前当期一般正味財産増減額	43,493
法人税等	11,668
当期一般正味財産増減額	31,824
一般正味財産期首残高	234,881
一般正味財産期末残高	266,706
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	—
指定正味財産期首残高	105,200
指定正味財産期末残高	105,200
III 正味財産期末残高	371,906

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 7年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	89,962	未払費用	62,078
未収金	113,161	預り金	3,024
貯蔵品	9,108	賞与引当金	43,657
前払費用	3,210	未払法人税等	7,851
流動資産合計	215,442	未払消費税等	15,219
2. 固定資産		流動負債合計	131,830
(1) 基本財産		2. 固定負債	
預金	105,200	退職給付引当金	12,018
基本財産合計	105,200	固定負債合計	12,018
(2) 特定資産		負債合計	143,848
特定費用積立金	104,000	III 正味財産の部	
資産取得資金	29,900	1. 指定正味財産	105,200
特定費用準備資金	48,000	(うち基本財産への充当額)	(105,200)
特定資産合計	181,900	2. 一般正味財産	266,706
(3) その他固定資産		正味財産合計	371,906
建物附属設備	415		
機械装置	4,383		
工具器具備品	5,037		
ソフトウェア	895		
電話加入権	24		
保証金	2,454		
その他固定資産合計	13,211		
固定資産合計	300,311		
資産合計	515,754	負債及び正味財産合計	515,754

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋埠頭株式会社

（事務所所在地：港区潮風町無番地）

経済局

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年6月10日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に執行された名古屋埠頭株式会社（以下「名古屋埠頭」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名古屋埠頭に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名古屋埠頭に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査に当たっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名古屋埠頭においては、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、経済局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、経済局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名古屋埠頭の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、登録内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

名古屋埠頭のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を総務グループの職員 4名が、振込承認を総務・経理・内部統制室統括（取締役部長）が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上、各システム利用者は、振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された 1つの ID を共用しており、一人で支払ができる状況となっていたほか、操作した者を特定できない状況となっていた。

また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された ID を共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、操作した者を特定できないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、各システム利用者には振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与した個別の ID を割り当てるよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 党費の支出について（支出事務）

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）上、法人等が負担する党費は寄附とみなされ、地方公共団体から資本金等の出資等を受けている法人（以下「地方公共団体の出資団体等」という。）は、出資等をしている地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する政治団体等に対して政治活動に関する寄附をしてはならないとされている。さらに、地方公共団体の出資団体等による政党に対する寄附は、その政党が当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者を推薦等している場合には、寄附先が政党の本部であるか支部であるかを問わず、禁止されるものと解されている。

また、名古屋埠頭は、本市から資本金の出資を受けていることから、寄附の禁止に関する上記規定の適用を受ける法人に該当する。

名古屋埠頭における小口現金の支出状況を調査したところ、特定の政党の支部に対して、役員 2名分の党費計 8,000円を支払い、これを会社の経費として負担している事例が見受けられた。当該政党が、本市の議会の議員等を公認又は推薦していることに鑑みれば、名古屋埠頭による当該政党の支部に対する寄附は、政治資金規正法により禁止されている寄附に該当するものと解される。

当該党費を会社の経費として負担しないよう、改められたい。

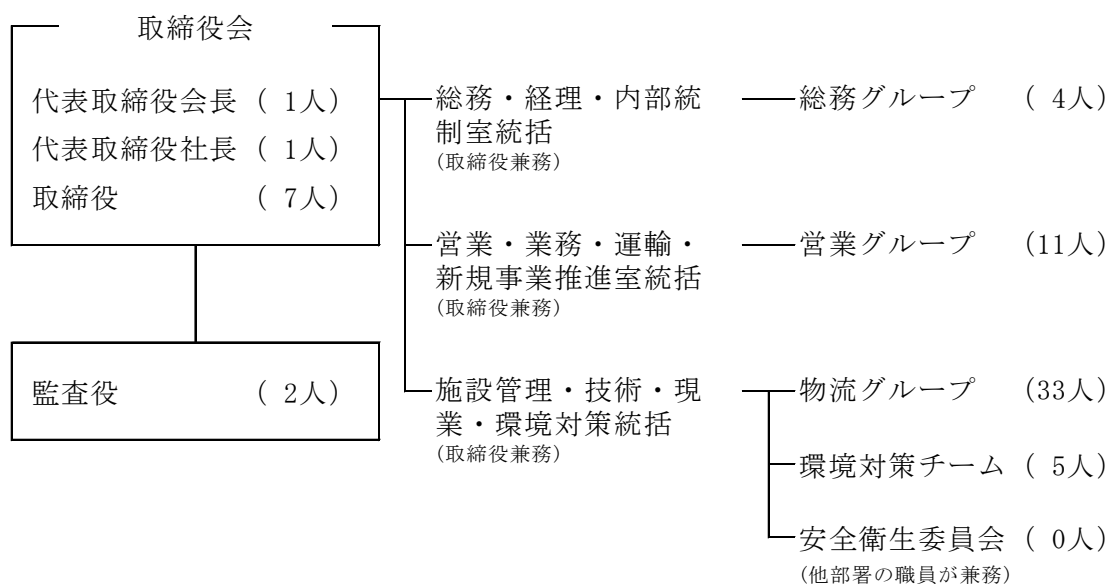
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋埠頭株式会社
- ・所 在 地：港区潮風町無番地
- ・資 本 金：6,000万円（本市出資額は2,000万円であり、出資割合は33.3%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①港湾運送事業、②倉庫事業、③環境事業、④貨物運送事業等
- ・職 員 数：53人
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和7年3月31日現在）



2 本市からの財政援助（令和6年度）

なし

3 事業状況（令和6年度）

(1) 港湾運送事業

石炭・コークス類及び鉱石類等の積卸し等

(2) 倉庫事業

炭素材原料等の保管等

(3) 環境事業

産業廃棄物及びリサイクル貨物の積替保管

(4) 貨物運送事業

一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日）

科 目	金 額
	千円
営業収益	1,991,497
港湾運送事業収入	1,315,928
倉庫事業収入	232,745
環境事業収入	21,309
貨物運送事業収入	239,617
その他の事業収入	181,896
営業費用	1,775,354
作業経費	1,415,499
一般管理費	359,855
営業利益金額	216,142
営業外収益	12,764
受取利息、配当金	2,338
雑収入	10,426
営業外費用	11
支払利息	11
経常利益金額	228,895
特別利益	3,634
固定資産売却益	3,634
税引前当期純利益金額	232,529
法人税、住民税及び事業税	86,801
法人税等調整額	△ 13,868
当期純利益金額	159,597

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 7年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,374,261	買掛金	47,191
受取手形	43,622	未払費用	60,925
売掛金	203,279	未払法人税等	41,258
仮払税金	4,623	預り金	5,744
立替金	3	未払消費税	8,832
未収金	526	賞与引当金	56,800
前払費用	770	流動負債合計	220,752
貯蔵品	3,300	固定負債	
仮払金	80,692	退職給付引当金	79,477
貸倒引当金	△ 1,360	役員退職慰労引当金	84,467
流動資産合計	1,709,718	固定負債合計	163,945
固定資産		負債合計	384,697
有形固定資産		純資産の部	
建物	225,468	株主資本	
構築物	196,052	資本金	60,000
機械装置	302,119	利益剰余金	
車両運搬具	35,058	利益準備金	15,000
器具備品	13,023	その他利益剰余金	
土地	19,315	社屋新築積立金	180,000
有形固定資産合計	791,037	荷役設備積立金	465,000
無形固定資産		別途積立金	1,030,000
専用権	413	繰越利益剰余金	803,495
無形固定資産合計	413	その他利益剰余金合計	2,478,495
投資その他の資産		利益剰余金合計	2,493,495
投資有価証券	189,927	株主資本合計	2,553,495
出資金	300	評価・換算差額等	
会員権	3,750	その他有価証券評価 差額金	15,919
保証金	186,681	評価・換算差額等合計	15,919
長期貸付金	960	純資産合計	2,569,414
繰延税金資産	71,073		
リサイクル預託金	250		
投資その他の資産合計	452,941		
固定資産合計	1,244,393		
資産合計	2,954,112	負債及び純資産合計	2,954,112

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。